

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和6年6月24日（月）

令和6年6月24日（月）午前10時から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	高野 浩一		飯島 孝也
	小林真理子		相沢 俊行
	小野 公秀		佐藤 浩美
	有賀 公子		荻原 哲也

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 平塚 悟

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦	総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊	市民課長	土橋 美和
環境課長	坂本 豊	福祉総合支援課長	志村 裕喜
子育て支援課長	矢口 成彦	介護支援課長	町田 享子
健康増進課長	武藤 陽子	農林振興課長	丹澤 英樹
観光商工課長	廣瀬 仁	建設課長	野田 一寿
議会事務局長	中村 賢一	教育総務課長	清水 修
生涯学習課長	小林 好彦		
政策秘書課	笹本 正和	廣瀬 亮	
総務課	三枝 俊和	新田 照人	武井 一徳 樋口 透

財 政 課	勝村 公一	山本 昌康		
市 民 課	松沢 則子	早川 崇	村松 奈々	
環 境 課	森 一幸	中村 俊彦		
福祉総合支援課	小倉 真	河村 敬		
子 育 て 支 援 課	雨宮明日香	向山 映子		
介 護 支 援 課	内藤 智子	雨宮久美子		
健 康 増 進 課	山本 千夏	土屋 和生		
農 林 振 興 課	八巻 一也	有賀 博	石原 久誠	
観 光 商 工 課	武藤 剛	金子 猛		
建 設 課	岩波 一貴	田村 俊彦	名取 伸二	中村 憲史
教 育 総 務 課	高石 宏満	窪川はづき		
生 涯 学 習 課	土屋 典子	後藤みすず	佐藤 克也	三谷 町子

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐 菊嶋 大地

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第45号 令和6年度甲州市一般会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第47号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（丸山国一君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知願います。

ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会全体会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（平塚 悟君） 皆さん、おはようございます。

本日は、非常に気温が上がると、猛暑日になるであろうという予報が出ております。

今日の予算決算常任委員会ではありますが、一般会計が8億7,800万円ほどの補正予算ということで、今年度の甲州市の目指すべき方向性というのがこの一般会計の補正予算の中になんかなり含まれているのかと思います。総合計画等にも照らし合わせながら、この補正予算が組まれているとは思いますが、皆さんに慎重審査、よろしくお願い申し上げます。

また、今回が2回目の予算決算常任委員会を設置しての審査となりますので、今日行ったこの審査内容もまた改善につなげていきたいと思っておりますので、それは議会運営委員会のほうにお願いをしたいと思います。

長い1日になるかもしれませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます、一言ご挨拶といたします。

- 委員長（丸山国一君） ありがとうございます。

開 議

- 委員長（丸山国一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、6月4日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案3件について審査をお願いいたします。

先日の説明会において、本日は質疑から行うということをご了承願っておりますので、ご了解願います。

議案第45号

- 委員長（丸山国一君） それでは、議案第45号 令和6年度甲州市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

まず、第1表 歳入歳出予算補正のうち歳入全款についての質疑を行います。

まず、質疑の通告がありますので、指名いたします。

相沢委員。

大丈夫ですか。歳入についての質疑が議案第45号で出ておりますけれども、よろしいんでしょうか。

- 委員（相沢俊行君） 委員長、いろいろと前後関係があるので、後に回していただければ。順序を。
- 委員長（丸山国一君） 省略するということではなくて、後に回すということですね。

- 委員（相沢俊行君） はい。失礼いたします。
- 委員長（丸山国一君） 通告がきちんとしてありますから、しっかりそういうのは明確にしておいてください。よろしいですね。

それでは、質疑を行います。

質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

ふるさと支援基金繰入金のところで、19款1項1目、伺います。

事前の資料を頂いて、その他必要と認める事業というところで、副業人材活用事業、地域活性化企業人派遣事業、これに300万円、ふるさと支援基金から繰り入れているわけですが、この事業については、多分、総務省の推奨の事業で、地方特別交付金、こういうものから充当するのではないのかなというふうに思ったのですが、その辺の関係はどのようになっているのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

特定財源の話になろうかと思えますけれども、特別交付税のメニューに入っているという話にはなりますけれども、それについて、市のほうで特別交付税の仕組みというのが、その事業で幾ら入ってくるというのが分からなくて、まとめて入ってくるものですから、予算化はできません。ですので、この事業に対して特別交付税が何%入ってくるとか、そういったものではありませんので、予算化することはいたしません。

ですので、今回は市長が認めるものというところで、300万円の充当をさせていただいたというところでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

その特別交付税というのは、要するに、だから、こういう事業をやりますということを一応、差し当たってこのふるさと支援基金から出すんだけれども、そういうことを国にやりますと言えば、その交付税のところで少し上乗せされるみたいな、そういうことはあるんですか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

特別交付税自体は調査がございます。市としてどういう事業をやっているといったものの調査の中で、国が判断して合計で支給されるものということになりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） すみません、ということで、この事業をするに当たっては、市で積極的に取り組んでいくということだと思うんですけれども、いずれはと言ったら変ですけれども、市でやっているいろんな事業を、総務省で推奨していることをこうやりますよということで、何か全体として、そこに充てられるかどうか分からないけれども、それも含んで国では考えて特別交付税を配分してくるという考え方でいいんでしょうか。ちょっとよくその辺が微妙で分からないけれども。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

特別交付税のシステム、今、よく国では特別交付税で財源を措置しますのでやってくださいというような表現は使われますけれども、その事業に対して幾ら特別交付税が入ってくるかというのは、調査はありますけれども、分からないと。そのほかに特別交付税というのは特殊財政事情等も含めて交付されますので、合算で入ってきてしまいますので、この事業に幾らというのが特定できないような状況でございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） すみません、例えば地域活性化企業人派遣事業というのは、上限560万円とかというふうに書いてありますよね、総務省の。そういうことでは、なぜ560万円というふうに書くのかということも私はちょっと疑問なんですけれども、国としてはそういうことを言いつつ、そういうものをやっていますよ、それ相応のものを全体として地方に配分しますよという、極めてファジーなことで、大変難しいという理解でいいんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

特別交付税自体がそういう制度で、今、委員のおっしゃられたことはまさにそのとおりでございまして、総体的に幾らといったところでございますので、当課といたしましては、特別交付税の措置がある事業については、信用していないと言ってはおかしいんですけども、それに対して、国庫補助金とかと違いますので、この事業に対して何%特別交付税が入ってくるということが決められていませんので、委員がおっしゃったとおり、総体的に配分されるものでございますので、ご理解いただければと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 大体のところは分かりました。

そうはいいても、そういうところで国で誘導して、こういう積極的な取り組みをやるようにという、いろんなおいしいものもちらつかせてやって、変な言い方ですけども、そういうこともある中で、市としては、この事業について積極的に取り組んでいこうという、そういうことで、ふるさと支援基金のほうから繰り入れるという措置をしてやっていこうと、そういうことを感じましたので、ぜひそういう方向でこれからも積極的なことはどんどんやっていただきたいと思います。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 先ほどは失礼いたしました。ちょっと誤解をしておりました。

お願いをした資料等も頂いておりますが、今回の6月補正予算内の事業詳細の中で見ますと、ふるさと納税基金を原資とするものが総額で多分1億1,500万円だと思うんですが、その中のとりわけ、前々から私どういう基準で事業をおやりになっているのかなというのが、私の前の委員会の関係で見えなかったもので、特に5番目の市長にお任せを原資とする6月補正予算内の事業内容詳細を説明をお願いしたいということで、資料をお願いしました。ぜひそのあたりの説明をお願いいたします。

○ 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○ 委員長（丸山国一君） それでは、再開いたします。

ほかに質疑はございますか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 14款1項の使用料、両方なんです、スポーツ少年団のようや
く施設利用料無償化、始めていただけるということで、ありがとうございます。これは
いつからでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

この補正予算が通りました後、7月からの予定となっております。

以上でございます。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 2回、一般質問させてもらって、2回目のときに文化活動に対
しても青少年の育成ということで、ぜひ使用料について考えていただきたいということ
をお願いしたんですが、今回はスポーツ少年団がまずということなのか、それとももう
文化活動のほうは今後考えないのか、今の状況を伺えますか。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

今回は、今、委員がおっしゃったとおり、スポーツ少年団のみということで予算の計上
させていただいた、マイナスですけれども、させていただいたところでございます。

文化活動につきましては、当然、お答えもしているところでございますので、まだ調査
していないですけれども、今後、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） ちょっと具体的にいいますと、ガールスカウトというのがあり
ますね。ガールスカウト、多分、利用料全額減免ではなく、少し、一部負担があると思
います、施設を使う場合。ボランティア活動なんかもして、大変、市に、およっちょい
祭りのときにもブースを出したり、様々なことをしていますので、またほかにもあると
思うので、こういう活動をしているところにもぜひちょっと目を向けていただきたいな
と思います。検討をお願いします。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 市債関係の過疎債の過疎対策事業債、いわゆる過疎債です。これ
そもそものお話、もう一回確認というかな。今回の補正の部分の1,050万円の事業内容に

については歳入の部分で了解をして、承知しております。小学校の空調施設等、それから、東雲小学校の給食ということで、これ全部、教育関係、子育て支援の部分だと思うんですよね。これそもそも過疎債というのが充当率が100%で、交付税が結局70%で還付されるということで、自治体にとっては大変使い勝手のいい財源なんですけれども。これ基本的には、地域の活性化を図るというふうな関係、それから、過疎を脱出する方向でということで、雇用の場を確保するとかということで、教育の振興等も無論、大変重要な視点なんですけれども、そういう視点もあるかと思うんですけれども。今回の事業云々も含めてですけれども、過疎債の使用に関しては、基本的には財政当局としてはどのような考え方で対応しておられるのか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをいたします。

過疎対策事業債につきましては、県に割り振りされたものを市に分配されるので、上限が決められております、枠が決められております。その中で、市として何に充てるかというところがございますけれども、基本的には過疎の計画にのっている事業しか充てられないものになっておりますので、過疎対策という、この名目のとおり、こういった小学校の整備等も計画にのっておりますので、充てているといったところがございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 主要な細目について、その枠組みが決まっているという中で、その中であくまでも充当しているということだというふうに思いますが、重点的に行っている部分で、僕の見ている範囲では雇用の場の確保等ですかね、産業振興、基幹産業以外の部分ですけれども、その部分が少ないのではないのかなと思っていますが、具体的な数字までは把握していないんですけれども、それは私の杞憂でしょうか。かなり子育て支援というか、そちらのほうが多いように思うんですけれども。
- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

過疎対策事業債を充当している事業でということによろしいでしょうか。お答えさせていただきますけれども、過疎対策事業債につきましては、当初予算でも道路整備ですとか林道整備、また、今回も補正を出させていただいている学校整備、またソフト事業としては指定管理料等、幅広く充てておりますので、そういったことはないのかなという

ふうには考えております。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） そうであるならば、もう少し私も精査いたしますけれども、懸念
というか要望だけお伝えしますけれども、過疎債の全市過疎という指定を本市は受けた
わけですが、そこから助成金が大変優遇されているんですけれども、基本的には
そこから脱却をするための地域の活性化で、実際、岐阜県高山市等は、それでそこから
脱却をしたという成功例もあるわけなので。ぜひそのあたりももう少し複合的に研究さ
れて、使い道等を研究されるように望みたいと思います。要望です。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 14款の1項の使用料のことについて、先ほどの小林委員の質問に
も関連するんですが、スポーツ少年団ということで、使用料を減免するということだ
けれども、スポーツ少年団というのは、何か定義というか、スポーツ少年団対象の減免
措置になると思うんですけれども、今回減免される対象というものはどういう団体とい
うかになるんでしょうかね。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

今回対象のスポーツ少年団は、基本的には市に登録があるスポーツ少年団を対象として、
減免ということで対応させていただいております。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） すみません、続いてその関連の質問で、使用料の減免というこ
とで、徴収しないということで、基本的には財源の補填というか、一般財源等で負担する
ようなことはなくて、ただ市が取らないということで、減額するだけという形になるん
ですか、これは。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

取りあえず自主財源でございますので、この財源が当たっている、例えば施設の修繕と
か、そういうものがございますけれども、これを減免することによって、新たな一般財

源をそこに充当するということにはなってくると思います。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） ありがとうございます。

15款と16款について、ちょっと全般的にお聞きしたいと思うんですが、両方とも、国庫支出金とか県補助金があるんですけども、例えば法定受託事務といったらいいのかわかりませんが、国や県から要請されて補助金がついてやっている、やるべき事業として補助金が出ているものと、自治体自らが手を挙げて、こういう事業をやりたいからということで補助金を取るというようなこと、区分けをすればしたら、自らの意思で獲得をしようとしている補助金というのは、今回の歳入の15款、16款の中ではあるんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） 答えいたします。

今回、15款、16款の補助金でございますので、基本的には市がこれをやりたいので採択をお願いしますという形の中の補助金でございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。
- 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 16款2項の土木費補助金で防犯カメラ設置促進事業補助金、これ県警のだと思うんですが、上限30万円で2分の1補助で7基分で、恐らく塩山駅南口7基というように前回説明をいただいたので、あと、歳出のほうでまた聞きたいと思うんですが、自治会への5件分、あと5件分、なぜここに一緒にのってこないのかなと思って、ちょっと不思議なので、ご説明いただけますか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） 答えいたします。

16款6目の防犯カメラの設置促進事業補助金につきましては、市が設置する防犯カメラに対しての補助金でございます、自治会への補助金につきましては、自治会が設置するものでございますので、補助対象ではないということになります。

以上です。

（「補助対象だけれども、自治会が」と呼ぶ者あり）

- 財政課長（田口 俊君） 失礼しました。

補助対象ですけれども、自治会が設置しますので、自治会のほうが補助金を受けると、市を通さずに自治会が受けるというところになります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

歳入全款についての質疑を打ち切ります。

（「日向委員が」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ありますか、まだ。

訂正いたします。

日向委員。

- 委員（日向 正君） すみません、遅れまして。

22款の市債について、1目の総務債です。その中の防犯施設の整備、これはLED化の話だと思うんですけれども、これが市債になったのは、どうなのかなという。一般的に見て、台数を多くするにはリース契約というのが有利なんですけれども、市債を起こして、本気になってやる気が出たなという感じもするんですけれども、リースと市債の選びで、市債を選んだ理由というのは何でしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

防犯街路灯LED化事業の説明にもなろうかと思いますけれども、基本的には市が設置するということで、リースという検討はしていない状況でございますので。取りあえず市が昨年度、調査をしたものに対して、市が設置をするといったところになります。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） 分かりました。

市債をつくってまで取り組んでいただくことには、本当にありがとうございますということなんですが、これは、いいや、すみません。支出のほうで聞きます。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 歳入全款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出に入ります。

第1款議会費について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(丸山国一君) 第1款議会費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2款総務費についての質疑を行います。

質疑の通告がございますので、指名いたします。

矢崎委員。

- 副委員長(矢崎友規君) お願いします。

定額減税交付金事業についてなんですけれども、令和5年度住民税非課税世帯や均等割のみの給付を受けた世帯が今回の定額減税の対象となる件数、重複している件数はどれくらいあるのかということと、所得状況が変化した場合にこの定額減税を受けることが可能かということをお聞きします。

- 委員長(丸山国一君) 飯島税務課長。

- 税務課長(飯島 泉君) お答えいたします。

定額減税補足給付金支給事業につきまして、市民税、所得税から定額を減税し、減税し切れなかった分については調整給付を行うというものであります。この事業を実施するに当たり、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業に対応したシステム改修を行う必要があり、補正予算として計上しております。

お尋ねの重複件数につきましては、システム改修の後にシステム会社に依頼し抽出をしてもらう必要があることから、現時点ではお答えすることができません。

また、所得状況の変化につきましては、例えば前年度に非課税世帯に該当し、10万円給付を受けた場合でも、今年度合計所得1,805万円以下の住民税所得割対象者であれば、定額減税の対象となりまして、所得割の額や所得税推計値によっては調整給付の対象にもなり得ます。

今回の給付金支給事業につきましては、支給対象者の状況、現状がそれぞれであり、常に注意しながら対応していく所存ではありますが、他市とも情報交換、情報共有をしながら迅速、適切、公平に取り組んでまいります。

- 委員長(丸山国一君) 矢崎副委員長。

- 副委員長(矢崎友規君) 制度の内容についてはよく分かりました。

件数については、システム改修後ということですね。昨年度の非課税世帯でも今年度新たに課税世帯になった場合は定額減税が受けられるという理解でよろしいですね。

今回、自治体はもちろんなんですけれども、市内の企業や事業所においても、ちょっと給与明細なんかに記載が必要になったりとか、これ減税と給付が一体になっていてとても複雑で、大変な負担となると思いますので、市としては住民税を引き切れない調整給付について対応されるわけですが、先ほど課長おっしゃった国の指針ですかね、迅速、適切、公平ということで、注意しながら進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） さっき歳入のほうでも伺いましたが、2款1項14目の諸費で防犯関連費の中の防犯カメラ設置補助金5件15万円分の自治会補助というのは、これは県警の2分の1補助の30万円上限を取ったプラスさらに市でも15万円の補助という考え方でいいですか。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

基本的には今、委員が申されたとおりなんですが、一応、県警で考えているのは、1基60万円の事業費で、県警から30万円、その残りの30万円に対して、市が残りの4分の1の部分の15万円を補助するという形で、今回5件分を計上させていただいたものでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 前に総務委員会的时候にもその他で、県警のこういうものを使ったほうがいいんじゃないかという質問をさせていただいて、市でこういう取り組みが始まるのはいいと思います。ぜひ周知を、知らない方も結構多いと思うので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

既にこの件に関しましては、4月に行われました市長のヒアリングで提案させていただきまして、4月末に行われました区長会の総会で周知をした結果、幾つかの地区からい

ただいているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

岡部委員。

- 委員（岡部紀久雄君） 7目のまちづくり推進事業ということでお伺いしたいと思います。

新婚生活支援事業補助金というのが660万円ほど計上してありますが、その内容についてでございます。まず、この事業は私が知る限りでは国の補助事業であり、全国の市町村で手を挙げて、希望で申込みをして、国のほうから許可が出るというふうな事業だと理解しております。当市も積極的に移住・定住推進に力を入れていく姿勢は理解は十分できます。

そこでお伺いをしたいのですが、ちょっと私のほうも分からない点があります。この事業の目的は、どうも支出が新居の住宅費用とか引っ越しといった新生活に関する経費に充てるというふうなことで、結婚式とか結納金とか、そういうものは対象にならないようでございますが、私がちょっと勉強不足で分かりませんが、そこに夫婦ともに29歳以下、8世帯の60万円、それから、夫婦ともに39歳以下の世帯、6世帯30万円、1世帯30万円と60万円の補助金があるというふうに書いて、660万円の予算計上しております。その中で、私が一番疑問に思うのは、これは国の事業ですから、国が細かく内容を決めて市町村に出しているということですから、できるだけの分かる理解でいいかと思いますが、29歳と39歳をどういう形の中で分けてやったのかというふうな問題です。一市民、結婚をする人たちのことを考えると、29歳も30歳も49歳も、同じお金は、新婚生活をするにはかかるだろうと。こんなふうな思いから、私の中ではちょっと結論が出なくて、今日はちょっとお伺いしたいということ、まず1点、それをお伺いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） 岡部委員の質問にお答えをいたします。

事前に資料配付のほう、小林委員から来ていますので、委員皆さん、資料は持っているというご理解があるところで説明をさせていただきます。

今回、甲州市結婚新生活支援事業補助金につきましては、令和5年3月、それから本年3月、平塚議長のほうからも一般質問があり、6月には、先週の一般質問では有賀議員のほうからもあったところでございまして、前向きに取り組んでいくということで、本

市のほう、ここで政策予算として予算計上させていただいております。

既に県内市町村でもやっているところも11市町村ほどありますけれども、本市、ここからスタートをさせていただきたいと思います。

まず、制度は開始年度ですので、岡部委員言われましたとおり、予算の割りつけは60万円が8世帯と30万円世帯が6世帯、いずれも29歳以下と39歳以下に分けてございます。

こちらの金額につきましては、基本的には国の、それから県の補助金交付要綱に基づきまして、上限額ということで60万円と30万円の区分けをさせていただいているところであります。今年1年やってみて、結果が出て、岡部委員言われるように30、40、50歳でも新婚ということであればということですので、実績を見ながら、市のほうだと市単になりますけれども、そういったところも今年1年やったところで、また来年の予算のほうにも、今回これが通ればですけれども、数字、それから年齢、所得等も見ながら検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 岡部委員。
- 委員（岡部紀久雄君） ありがとうございます。

市が結婚する人たちに対して非常に支援していこうという理解はできました。

そして、今から実際に応募とかそういうものをしていくわけですが、私が見たように、やはり分からない、細かいことが分からない面が多々あるわけですが、恐らく広報とかホームページに細かく載せて皆さんに周知はすると思いますが、その中でも恐らく国税というだから、所得税とか、市での納税とか、そういうものがあると、滞納があると、そういうものには対象にならないと、こういうふうなことも出てくるのかなというような不安もあったり、1歳何か月で対象にならなかったというふうな形のケースも出てくるということも、いろいろのことが考えられるわけですが、先ほど課長の説明だと、ある程度、市の市単のほうでいろいろそういったところは考えていくということでございますので、できるだけ市民の方の要望に沿って、また来年も再来年もこれが継続していくような形の中で取り組んでいただきたいなということを要望いたしまして、質問を終わります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） すみません、今のところで、当初予算で県の移住支援金交付事業費補助金450万円で、23区に5年以上勤務対象の人の移住についてあるんですが、これと併せて、この新婚生活のものも使えるんですか。

○ 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

移住支援金、それから結婚新生活、両方の要綱に合致すれば、両方とも受給は可能であります。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） とても23区の方にとっては魅力的だと思うので、発信する場所をいろいろ考えて、地域を限定しないで、23区の方から来てもらえるといいですね。

あともう一点、住宅手当がもし会社から出ていると、それを差引きしたり、駐車場料金は出さないという自治体もあるんですけども、本市のちょっと要綱を見た限りだと、そのあたりが出ていないので、本市はそのあたりはオッケーでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

要綱の案という形で今出させていただきます、この事業を開始するには国の内示、もしくは交付決定がないと事業を始められません。最終日の議決でもし議決をいただければ、その後すぐに県を通して国に申請という形になりまして、事業開始が1か月から1か月半かかるということなので、目安として一番早くても9月の中旬かなと、今のところ考えております。

ですので、7、8、まだ2か月時間がありますので、要綱のほうはまだたたきの段階です、これから詳細のほうは詰めてまいりたいと考えております。お願いします。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 今のところですけれども、岡部委員の質問に重なるというか、さらに重ねてなんですけれども、やはり現実問題、29歳以下で結婚する人って最近見ないという、30歳以上ですよ、大体。なので、やはり現実問題、しかも……、決めつけてはいけない……。

○ 委員長（丸山国一君） 個人的なことは言わないようにしてください。

○ 委員（佐藤浩美君） 失礼しました。一般傾向としてそうではないかということは十分思われるわけなんですけれども、しかも、この地域に暮らしている比較的若い人は30歳以上の方が十分いらっしゃる、そういう方にとっても、29歳以下と差をつけないで、ぜひ前向きに29歳でも39歳以下でも、40歳以下でも同じようにしていただくことを要望します。

そして、もう一つですけれども、頂いた資料なんですけれども、これは国から県に来て、県から市町村にというふうに来ているんですけれども、補助率が3分の2ということは、都道府県がやるよと言わないと、補助率3分の2にならないということですか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

資料をお配りした国の概要の1枚ぺらの資料、委員さん全員持っていると思いますけれども、今回、本市で行う結婚生活支援事業につきましては、都道府県主導型市町村連携コースの補助率が3分の2でありまして、うちで行うのは一般コースの補助率2のほうでありますので、補助率は2分の1でございます。よろしくお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員、どうぞ。
- 委員（佐藤浩美君） 意味が分かりました。

では、県はここには関わっていないくて、一般コースということでやっていくということですね。ぜひ積極的に展開していただくことを希望します。

次の上のことでありますけれども、先にこのことで相沢委員のほうが質問があるそうですので。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ちょっと最初に現実的な質問を。これ要綱を見ますと、29歳以下であれ、39歳以下であれ、一応、年収の縛りみたいな、500万円ということで、あるという、2つともに500万円未満であるということで、理解でよろしいですか。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えさせていただきます。

所得の500万円未満につきましては、夫婦2人とも足して500万円ですので、給与でいくと、大体年収が2人合わせて677万円ぐらいより以下でないと、この補助金交付の対象とはなりません。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 先ほど小林委員のほうからあった東京都内の夫婦というふうなことを想定した場合、ハードルはあまり高くないかなというふうには思うんですけれども。

もう一点は、やっぱり年齢でこれを一応区別化しているというところが、今後周知されて、国の施策であるがために、佐藤委員、これもうちちょっと自由といいますか、地方自治体のほうで年齢をあまり拘泥せずという感覚、私も共有する部分もあるんですけれ

ども。基本的にはこれは国の施策の一つですので、多分これを曲げることはできないと思うんですけれども、ただもう一つの懸念というか、実際にやってみなければ分からないので、今後この辺を注視するわけなんですけれども。出生数等を念頭において、29歳、39歳というふうなことを国のほうで考えていると推察はされるんですけれどもね。そのことがどういうふうな反響を及ぼすのかはちょっと未知数だなというふうに懸念している点が1点。

それから、確認ですけれども、基本的にこの部分を国の施策であるがゆえに、年齢の2つの差別化、カテゴリーは、基本的には、もちろん初年度であるがゆえに動かせないかと思うんですけれども、この辺の部分については、実際やってみて今後変化する可能性もあるというふうに私は考えるんですけれども、その点はどうでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

先ほど岡部委員にも同様の答えをさせていただいておりますけれども、いずれ、今年度始まって数字を見ながら来年度以降、財政負担等も市単になると増えますけれども、そういったところも総合的に加味しながら、流動的な、委員さん方々からも前向きなご意見等いただいておりますので、対応していくべきではないかと思っております。

ちなみに県内の状況を見ますと、隣の山梨市は昨年の実績が60万円ですので、29歳以下が一組なのか、39歳以下が二組なのか。逆に南アルプス市、北杜市、甲斐市等は約1,000万円の予算を使っております。甲府市は数が多いんですけれども、そこら辺の他市町村の状況も見ながら、うちのほうどうやっていくべきなのか、特色を新たに出すのか、国・県の補助金どおりにいくのかというのは、また来年の当初予算までに研究をしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

有賀委員。

- 委員（有賀公子君） お願いします。

5目の財産管理費のほうで、本庁舎1階の冷水器の入替え工事ということなんですが、この工事の日程とか、そういったものが分かったら教えていただきたいんですけれども。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

日程につきましては、当然、予算が通らないと工事発注できませんので、予算が通り次第、すぐに発注をさせていただきたいと考えております。また、夏の暑い時期、間に合うようには、早急に対応させていただきます。

また、今回、財産管理費でございますが、10款の図書館費のほうにも、図書館に設置するものも併せて発注をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 7目の先ほどの移住・定住推進事業費の上のところの地域創生推進事業費のところですけども、資料を事前に頂きましたので、大体的内容はよく分かりました。

副業人材の下の方の地域活性化企業人派遣事業、まず、細かいことで申し訳ないですけども、この企業人のキは起こすだと思いますけれども、多分。企業から派遣するんだけれども、起業する人材派遣ですよ。という意味なので、これ間違っていると思いますけれども、それは直していただければいいということでもありますけれども。

具体的に副業人材……

（発言する者あり）

- 委員（佐藤浩美君） そうですよ、起こすですよ。起こすだと思います。
- 委員長（丸山国一君） それはまた答弁をすればいいことだから。
- 委員（佐藤浩美君） 失礼しました。

この具体的な、副業人材についてはぶどうの丘ということで伺ったんですけども、こちらのほうの起業人派遣事業というのは、具体的に目途というか、こういう見通しというものがあるのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

まず初めに、佐藤委員言われたとおり、資料の企業人は企じゃなくて起こすのほうで訂正をお願いしたいと思います。すみませんでした。

地域活性化起業人制度につきましては、国の要綱、資料等をお渡しをして、ある程度のご理解というところですが、自治体と民間企業が協定を締結する中で、企業の派遣型と副業型というものがございます。先ほど副業のほうはまた別としまして、企業派遣型

を今回、限定してやっていく予定でございます。財源等々、特別交付税の関係でございますけれども、現在、本市におきましては今議会予算成立をいたしましたら、7月上旬に各課に周知をさせていただき、活性化起業人制度を使いたいという各課の要望の下、予算的には1名となっておりますので、各課の中でヒアリングをしながら庁内公募で対象事業のほうを決定していく予定でございます。ですので、現在のところどこに何に使うというのは決定はしてございません。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

では、副業人材のほうは目途があるけれども、起業人派遣事業のほうはどういうことをやる、どの課でその方を受け入れる、そしてどういう企業とマッチングする、マッチングというのかしら、やるということはこれから決めていくと理解しましたけれども、とても積極的に一步踏み出そうというお気持ちは分かりますけれども、ぜひ積極的に、それはやられると思いますけれども、そういう人を呼び込むということは、こちらの構えというのも大事になってくると思いますので、それも含めてよろしくお願ひしたいと思っています。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

廣瀬委員。

○ 委員（廣瀬明弘君） すみません、情報化推進費のスマートフォン購入費補助金についてお聞きしたいと思います。

50人分ということで、上限2万円、この内容ですね。どういう方が対象になるのか、まずは新規とか機種変更とか、そういうものでもいいのか、スマートフォンでなければ駄目なのかというところをちょっと説明していただきたいと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

○ 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

これについては、資料を小林委員から請求がありまして、その辺も含めて資料提供させていただきますけれども、基本的には高齢者になりますので、まず、本市内に住所を有する65歳以上の者で、初めてスマートフォンを購入する者、もしくはいわゆるガラケーからスマートフォンに買換えをする者。あと、自ら使用するスマートフォンであること。世帯において市税に滞納がない者。あとは、市が指定した販売店から購入する必要があります。また、市が指定するスマートフォンの教室も受講していただくということ

が条件となっております、これらを全て満たす方が補助対象となります。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬委員。
- 委員（廣瀬明弘君） その人本人は初めてだけれども、家族が持っていて、今度、本人が買うとか、いろいろそういう難しさは出てくるんでしょうかね、やはり。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

自ら使用する目的でスマートフォンを買うということで、なおかつ初めてであれば、そこは該当になると思います。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬委員。
- 委員（廣瀬明弘君） この背景には、マイナンバーカードの保険証等のひもづけというようなものも内容には含まれてはいるんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

検討の段階では、マイナンバーカードを取得したというのを入れたんですけども、やはり今回はデバйд対策のほうに比重を置いていますので、今回はその要件を外させていただきます。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今のスマートフォン購入補助事業ですけれども、先ほどスマートフォン教室を受講した者というふうにおっしゃいましたけれども、受講してから購入ということですか、だって、購入しないと、手元になれば練習ができませんよね。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

スマートフォンを買っていただいて受講しても構わないですし、先に受講して買ってもらっても構わないです。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） ちょっと気になるんですが、初めてスマートフォンを購入するというのは、持っていないという場合もありますよね。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

条件として、市が指定した販売店から購入するというものがありまして、そこで販売店から、初めてであるという証明書をもらっていただくという必要があると思います。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

7目の副業人材活性事業で、説明の中で、ぶどうの丘で今回は実証的ということで、この副業人材7か月、どのような働き方を考えているのか。報償費として35万円で7か月分なので、一月にすると大体5万円ずつぐらいなんですけど、日数とか交通費とか、宿泊とか、リモートにするのかとか、そのあたりどのように考えているのかお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

今回、副業人材、トライアル事業ということで、ぶどうの丘ということで、今回、うちのほうからぶどうの丘をお願いをして、予算を計上させていただいております。副業については、平成28とか30ぐらいから国のほうでも解禁になったり、力を入れているところでございまして、県内のほうでも7市町村11名ですかね、採用しているところでございます。今回の一般質問でも相沢議員のほうに産業振興という観点から、今回の副業と起業人の活性化、答弁の中に入れさせていただいております。資料を見てもらっても分かるとおり、第2次産業の人口も減っている中で、うちのほうとして政策的な事業として予算計上させていただいております。

そうはいっても、初めてこれも取り組む事業でありまして、ある程度の企業さんとも、事業者ともお話をする中で、月5万円というところのファジーな金額で、5万円掛ける7か月の35万円で予算計上しております。事業が進んで事業者が決まったところで、また詳細は詰めて、オンラインですとか、こちらから行くのか、来るのか、交通費等がありますけれども、5万円の中でできるような予算で対応をしてまいりたいと思います。

いずれ、今回ぶどうの丘のほうでは、課題は何かということであちのほうから問合せをして、ぶどうの丘のほうでは今のところ閑散期の集客が課題であるということなので、もろもろぶどうの丘でも課題はたくさんございますけれども、そこをメインにやりたい

というお話も聞いておりますので、予算成立後、事業者を決めてぶどうの丘と打合せしながらやっていこうと、トライアルでやっていく。それが成功しましたならば、来年、市内の商工会等にもお話をしながら、市内の中小企業の地域の活性化に向けて取り組んでいきたいというのがこの事業の狙いでありますので、ご承知をいただきたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 総務関連費の14目諸費の中の先ほどお伺いしたLED化事業なんですけれども、説明によりますと、市内415か所という数字がありますが、残りは、LED化していないものは何か所あるのか分かれば教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えをさせていただきます。

昨年行った調査で防犯街路灯でLED化の市の所有が1,037灯ございました。そのうち415灯を今回LED化しますけれども、残りにつきましては来年度の2か年計画でやるという形になります。今回は当初に盛れれば半分できるわけなんですけれども、6月補正後の事業になりますので、若干、今回は、6年度は少なめで、7年度のほうに片寄せしているところがございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 2款の7目のまちづくり推進事業、先ほどから質問がある地域活性化起業人の派遣事業で、これ派遣企業の席は残った状態で派遣されるということだと思います。負担金を企業側に市から払ってということで派遣してもらうという形になると思うんですが、働く場所というんですかね。新たに企業を選定して、そこで働いてもらおうと思っているのか、それとも、市の組織の中に入って、所管、どこかの課ということを決めて、その課の中の動きとして、実業、起業するような動きをしていくということを考えていくんでしょうか。どこか特定の企業を選んでということになるんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

地域活性化起業人の派遣でございますので、うちとしては、市の中に、先ほど冒頭、佐藤委員に話したように、庁内の公募により対象事業を決めて、そこに来てもらって、うちの課題解決、それから活性化ということを目指してまいりたいと思います。

市においても課題はいろいろございまして、今のところうちの課内で考えているのは、DXの推進ですとか、この間、厚生経済で見に行ってもらった駅前、駅周辺、立地適正化計画、それから文化財の関係等々、一般職員ではある程度対応できますけれども、それ以上、専門的な分野における人、うまい人がいればなと今のところは考えておりますけれども、今後、来月開催予定の各課からのでは、各課の課題、それから、こんな対象の、観光で言えば、今回の起業人活性化、JTBですとかDMM.comとか、観光とかDX系が全国を見ても幅広くなっていますので、そういったところにも行くのかなとも思いつつ、本市の何が一番課題で力を入れるところに今後絞ってやっていきたいなと今は考えているところでございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 分かりました。

市の中の課題を選んで、一応取り組んでいってもらう人材として企業から派遣してもらうということは分かったんですけども、そこから先、これ先ほどキギョウという字が起こすということなのか、企てるというほうなのかということで、誤字とかという話がありましたけれども、課題解決で例えばDXを進めるに当たって専門的な知識とかを使って、例えば庁内にあるデジタル関係のことを解決していくとなると、それは業を起こすほうにはならなくて、事業として課題を解決して、それで課題を解決することを目的に企業から派遣されるということになりますし、市内の新しい起こす、業を起こすという立場で、課題を解決する受皿となるような事業をつくっていく起業家を育てていくということなのか。ちょっとそこら辺の目的を、業を起こすことを目的とするのか、本当に課題を解決して、解決したら終わりというか、ということによっても違うと思うんですが、そこら辺はどういう狙いがあるんでしょうかね。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

キギョウ人の起こすのか、企業の企なのかですけども、この地域活性化起業人制度、制度の始まりが平成26年でございます。そのときは地域おこし企業人制度で、企てるほう

の制度で始まりまして、名称は令和３年度から現在の地域活性化起業人で起こすほうの名称になってスタートしております。三大都市圏に、資料のとおり数々の、330ほどの会社がございますけれども、社員が最短６か月、最長３年ですので、その人がそこで来てもらって所属する会社を辞めて甲州市で起業をしてもらってという話にはならず、東京、首都圏で持っている知識と学識経験を地域の、甲州市に来ていただいてそれを発揮していただくプラス職員の資質向上にもつながる制度なのかなと考えております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 分かりました。課題解決をする人材を派遣してもらうということで、それが期間をある程度過ぎたら、今のお話だと、帰るといえるのか、戻る。もともといた企業のところから派遣されただけで戻っていくというイメージなのかもしれないですけども、移住・定住とか、産業振興とかということにつなげていく考えがあったほうがいいのではないかなんて思うんです。甲州市の課題を解決するに当たって、そういう人材が課題解決のいろいろな解決策を提示して、その方ではないかもしれないけれども、解決する、事業を起こすという形でつなげていくような考え方で、起業人ではないのか、起こす業じゃないのかなと、目的としてはと思うんですけども。使っておしまいというのはちょっともったいないような気がするんですね。３年間、ここに優秀な人材が来ていただいて、課題解決に向けた道筋をいろいろ考えていただくということだとしたら、やはりせっかくだからこちらに起業、起業ということなので……
- 委員長（丸山国一君） あまり持論の話ではなくて、質疑だから。制度のことを言って、こういう制度だから。
- 委員（飯島孝也君） 起業と書いてあるので、起こす業を目的に派遣されるんじゃないかというふうに考えるんですが、いかがですかね。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

制度の名称で起業人なんで、何て答えたらいいのかな。飯島委員はそういうふうな捉え方で、こちらとしては、ただ制度の名称が地域活性化起業人制度と考えております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） すみません、今のところと関連して重ねてですけども、送られてきた資料を見ますと、企業の社員を一定期間受入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図

る取り組みに対して特別交付税措置というふうに書いてあるので、そういう考え方でいいと思います。

それで、今回はお一人というふうにおっしゃいましたけれども、そのお試しというんですかね、やってみて、もっと人を増やしていくということも将来的にはお考えでしょうか。というのは、ほかの県でいなべ市というところは21人もいるんですよ。そういうところもあるし、私、一般質問で地域おこし協力隊、この方々は定住するから、地域おこし協力隊のことをお話ししましたけれども、起業人は起業人で、それはそれで知見があると思いますので、そういう方の活用も有効であるというふうに思いますし、万が一、企業へ帰らないで、東京へ帰らないで、ここが大好きになったからここに定住するよというふうになればもちろんいいんですけれども。いずれにしてもこれをもっと人数を増やしていけるということはあるんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

先ほども言ったとおり、議決いただいた後の7月上旬、先ほどうちの課としての課題はこんなものかな、担当の専門職かなというお話もさせていただきました。各課からの要望があれば、今回は年度途中で1人の派遣の受入れになりますけれども、またヒアリング、それから、各課の意向等も、財政の予算の関係、これも佐藤委員ご心配の特別交付税ですので、そういったところも絡めながら、財政当局とも相談して、増やすのか、1人のままいくのかは検討させていただきたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

副業人材のところの資料の中に、できることからまず始めることを決意したと、この文章があって、大変感銘しました。ぜひよろしく積極的にお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 第2款総務費についての……
（「委員長、最後に」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 最後にしてくださいね。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 3項の戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費で、戸籍証明書がコンビニ交付事業というものがいよいよ始まるのですが、いつから始まるのか。住基カードでもまだあと2年くらい有効期限が残っている方だったら取れるのか、全国

で取れるのかというところを3つお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 戸籍のコンビニ交付ですけれども、システム構築におおむね6か月ということですが、12月から運用テストを行いまして、12月27日から仮稼働、年明け1月からの本稼働を予定しております。12月広報には周知をしていきたいと考えております。

また、住基カードでは、コンビニ交付のほうはできません。マイナンバーカードで対応しております。

（「全国で」と呼ぶ者あり）

- 市民課長（土橋美和君） そうですね、全国どこのコンビニでもできるような形になっています。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 第2款総務費についての質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時半といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

次に、第3款民生費についての質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

民生費の1項1目社会福祉諸経費の塩山一ノ瀬高橋・落合地区送迎タクシー運行委託料ということですが、これ大変必要なことだと私も思いますけれども、どういう経過でこれが導入されることになったのかということと、1日2便、月2回、8か月分ということで予算措置されていますけれども、この対象となる人数を教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えいたします。

一ノ瀬高橋のバス運行につきましては、今現在も実施をしておりますが、勝沼健康福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会が自主事業という形で実施をしております。

けれども、これ経過が、塩寿荘の頃から、一ノ瀬高橋から買物等へ不便を感じている市民の方を送迎していたんですけれども、それを引き続き現在も社協が行っているものがあります。

勝沼健康福祉センターの自主事業ですので、健康福祉センターを利用させていただいて、温泉へ入っていただくとか、そういうことで活用される方がそのバスを利用させていただくというのが本来の趣旨でありますけれども、実際には温泉施設へ行っている方がいないという中で、社協のほうから、燃料費等の高騰が続いているということと、人件費もそれなりにかかっているという状況であるので、その辺を解消していただきたいという申出がありました。それを受けまして、この事業を継続していくことは不可欠だろうということで、今現在、実施をしております月2回の往復を継続するために、福祉的な目的として社会福祉総務費のほうへ計上させていただいたという内容でございます。

すみません、答弁漏れしました。

対象人数は、その都度都度違うんですけれども、大体5名から10名ぐらいの、失礼しました、10人乗りですので、10人乗りに乗り切れる、大体平均でいくと5、6名ぐらいの人数が一ノ瀬高橋からそれぞれの場所から乗車していただきまして、往復をしていただいているという形です。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 交通弱者の対策という、買物難民という言葉が一番、刺激的な言葉なんですけれども。という実態はだんだんに甲州市の周辺地域には広がりつつあるんですよ。これ一ノ瀬高橋の部分、落合地区も含めてということなんですけれども、先ほどの課長のお話、社協が勝沼健康福祉センターを利用する利用者を対象にしていた事業を市がということなんですけれども、これ社協が行っている、このような健康福祉センターを利用して、そしてバスの運行をその都度、利便性を高めるようなサービスをしているというのは、他の地区にもあるですよ。
- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えいたします。

毎月、広報の折り込みとして社協のほうで作っていますボランティアだよりという、今、私ここに持っているんですけれども、そこで周知をしていますけれども、それぞれの地区、塩山地区でいくと6エリア、勝沼は4エリア、それから、大和についてはここで新たに1エリア、大和はいろんなところを回りますけれども、1エリアというような形で、

それぞれの地区、曜日を分けて運行しております。

○ 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） そうしますとね、行政の公平性という観点が出てくるんですけれども、これ拡大されている方向で、それが順次進めていくというのも一つの大きな施策ではあるんですけれども、ほかの地区の方たちは社協の事業のままで、そして、より遠いということだからだというふうに思うんですけれども、このあたりの整合性や、それから今後の何ていうんですかね、この事業を導入する以降の余波みたいなものをちょっと私心配するんですけれども、私の杞憂でしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えいたします。

先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、塩寿荘がなくなりましたけれども、塩寿荘があった頃から、この送迎は行ってきて、継続をしてきておりまして、それを社協が受け継いで、自主事業としてやっていたんですけれども、実際は皆さん、買物だけで利用されているような状況でありまして、健康福祉センターを利用されないという形の中で、社協のほうからは、ぜひ何とか考えてもらいたいということで申出がありまして、この事業の継続性というか、なくなったら、一ノ瀬高橋の方が当然こちらに来る足がなくなって困るということの中で、福祉を特に目的として継続をしたいということで考えておりますので。それぞれ社協のものは、残すものは、健康福祉センターを使ってもらう方がそれぞれ乗っていますので、その辺は分けさせていただいて、今回は予算をお願いしたところであります。

○ 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 今回の予算請求に関わって、それで、別に是とするところだと思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり、交通弱者対策という大きなカテゴリーは、そちらのほうに入ると思うんですよね。それで、福祉という観点で、こちらで民生費の中に事業費として上げられているわけなんですけれども、ほかの地区の交通弱者の視点からすると、今後この辺は少し、これの事業の経緯を見つつ、より整合性を持った施策、特に交通弱者対策のほうの視点が少し加味されなければならないのではないかなというふうに思います。懸念を示しておきます。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 1 項 1 目の社会福祉総務費の中の福祉のまちづくり推進事業費、こちらに詳細、2 つに分けてあるんですが、これは委託事業で行う予定ですか。
- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

これは社会福祉協議会のほうに委託をして実施をするものでございまして、3 つに分かれております。1 件目がこうしゅう福祉まつりを実施するための事業費、これが67万4,000円、二つ目として、身体障害者研修事業費として、今までは甲州市身体障害者福祉会がありましたので、そこで実施をしていたようなものを今度は社協のほうで、該当するような方々に募集をして実施をするという内容のものが2 番目。それから、3 点目につきましては、身体障害者の歩け歩け大会ということで、5 年度も行いましたけれども、ブラインドウォークを実施するための費用として3 万2,000円というような、以上の3 件を委託するものでございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

そういうと、令和5 年の当初での社会福祉協議会世代間交流等委託料と同じ内容という理解でよろしいでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） 時間がかかって申し訳ありません。

この事業は、市民福祉交流事業というものでこうしゅう福祉まつり、それから身体障害者福祉と、それから視覚障害者福祉という事業に3 つに分かれております。市民福祉交流事業、身体障害者福祉事業、視覚障害者福祉事業と、以上の3 点でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、令和6 年の当初で、この世代間交流等委託料というものがなくなっていて、比較で見たんですが、この世代間交流等委託というのはもうしないということですか。

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前11 時41 分

再開 午前11 時43 分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えいたします。

世代間交流事業という文言はありませんけれども、事業自体はなくなったものではなくて、同じ内容で実施をさせていただくものであります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 続けて、ちょっと違うんですけども、重層的支援体制整備事業の中で、やはり令和5年の当初と比較して、農福連携に係る農作業受委託推進事業費補助金が令和5年は110万円だったんですけども、今回の補正で90万円と、この減額の原因というのは何でしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

実際、農福連携ができる施設数が昨年度の11から今年度の9に、実際にお願いできる施設が減ったと、実数に合わせたというものでございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑は。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 今の小林委員に関連しまして質問させていただきます。

2つ質問します。9施設で各1施設10万円ですけれども、その使える、使い方の、どんな事業に使えるかというのと、あとはここを取りまとめている峡東地域農福連携推進協議会があると思うんですが、そことの関係というか、協議会にやるんじゃなくて、各施設に直接やり取りをするんですか。その2つ確認させてください。

- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えいたします。

委託事業の使える内容につきましては、主に農作業用の消耗品等の購入に使っていただくということで想定をしております。

それから、農福連携の推進協議会にお願いするというのではなくて、それぞれ各施設ごとということで申請をしていただいて、委託していくというような形になります。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者あり）

- 委員長（丸山国一君） ではそれが最後にしてくださいね。

小林委員。

- 委員（小林真理子君）　　まとめて質問します。

2 項 1 目のこども家庭センター事業で、母子父子研修委託というのが出てきているんですが、この内容を伺いたいのがまず 1 つ。

あと、令和 5 年の当初にあった赤ちゃんすくすく支援事業が見当たらないんですけれども、これは令和 6 年度ではしないのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君）　　矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君）　　お答えをいたします。

1 問目のご質問ですが、ひとり親の家庭を対象に親子のつながりや、ひとり親家庭とあと母子相談員の交流を深めるための事業としており、これは社会福祉協議会のほうに委託をしておるところでございます。年に数回、研修会を開いたり、ひとり親とその母子相談員の方が交流を深めるというような事業を行っております。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君）　　もう一つは。

- 子育て支援課長（矢口成彦君）　　お答えいたします。

2 問目の赤ちゃんのすくすく支援事業につきましては、当初予算のほうに計上しております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君）　　よろしいでしょうか。

第 3 款民生費についての質疑を打ち切ります。

次に、第 4 款衛生費についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君）　　1 項 1 目の健康づくり推進費で、ウォーキング教室というのがあって、これは誰向けで、頻度とか回数というのをどういう目的でというところをお願いします。

- 委員長（丸山国一君）　　武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君）　　お答えいたします。

まず、対象者ですけれども、これは全市民ということで、特に分けはございません。開催の回数等ですが、例年、1 クール 3 回で実施をしております、畑の作業が一段落する 10 月から 12 月にかけて 3 回実施ということになります。

内容は、健康運動指導士による健康ウォーキングということで、昨年度、相沢議員から

一般質問もいただきましたけれども、インターバル速歩であったり、正しい歩き方の講習会になってございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 4目の環境保全費、電動アシスト自転車購入、これ私ちょっと前あったのかどうか記憶がないんですけれども、もし過年度より継続されている事業であるならば、実際の件数を。それから、2万円の補助ということで、大体10万円くらい、多分するんですよね、あれね。それで、2万円はかなり大変ありがたいんですけれども、環境保全のほうと名目で入っているんですけれども、車に代わってという意味ではまさにそのとおりですけれども、なかなか、私もそうなんですけれども、使用者の年齢いかんによっては危険な部分もあったりしまして、見込みとして年齢層はどのくらいでとか、目的はそもそもあくまでも環境の観点でということなんですけれども。改めて、その目的と、それから、市民のインセンティブとして2万円は高いんだけれども、どういうふうに誘導していくのか。その辺の事業目的と、何ていいますか、実施到達度を上げる意味で、どのようにその辺をお考えなのかお尋ねします。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） 相沢委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、今回初めて項目として補助を予定しております。こちらの目的といたしましては、脱炭素社会という形で、化石燃料を使われている移動手段から環境負荷の少ない電動アシスト自転車に変えていただくことによって、CO₂削減を進めていきたいというふうなところで想定をしており、補助金額2万円というのは、その他自転車、ほかの目的で市町村等で補助をしているところ、そういったところも参考にさせていただきながら、また、その他の補助等を参考にさせていただきながら2万円ということを設定をさせていただいたところであります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 課長、1つ抜けているんですけれども、補助対象の想定年齢ですよね。私なんか考えると、買物をしたり子育てをするような世代の女性みたいなのをイメージするのが1つ。もう一つは、逆に高齢で、あるいは準高齢者で、機動性とあ

と健康維持、2つの観点で電動アシストを買おうかなという、この辺だと思うんですけども、見込みですよ。またこれをどういうふうに広報するかというのもそこに関わるんですけども、どういう見通しといたしますか、年齢層はどの辺を想定しておられるのかお尋ねします。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 答えいたします。

対象年齢といたしましては、先ほど委員がおっしゃったようにお子さんの送迎であったりとかというファミリー層、また、高齢者の方も移動手段、近所のお買物であったりとか、そういったときに車から電動アシスト自転車へ変えていただくということを想定しております。

広報につきましては、従来どおりホームページ、またLINE等を活用しながら広報をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 了解しました。

ただ今度は、私もそうなんですけれども、自転車に乗るときにもヘルメット着用なんです。ヘルメットもいいやつは1万五、六千円するんです。そんなものもあるので、これ補助する対象に関しては、ぜひヘルメット着用等も併せて指導されることを要望いたします。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 今のゼロカーボンシティ推進事業費のところでは伺います。

事前の資料で、6月13日現在の事業の申請状況というものを頂きました。宅配ボックスが57件ということで、たった大体2か月で57件ということで、昨年の実績が78件ということだと思ってしまうんですけども、このままいくとマックスに、すぐになってしまうのではないかと思います。昨年2月ぐらい、1月ぐらいに申請したらもう全然駄目だったということで私も近所からお叱りを受けたんですけども、このところを、ここで電動アシストを補正でやるのなら、宅配ボックスも補正というのはできないのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） ご質問にお答えいたします。

宅配ボックスにつきましては、かなり好評いただいている、上限もかなり厳しい状態に

あるということは承知しております。ただ、県のほうで補助を今想定して、6月議会のほうに上程をして審議中というふうに伺っております。そちらの状況を踏まえて、甲州市の今後をどういうふうに考えていくかということも想定をしていきたいというふうに思っておりますので、状況によりけり、今後の補正等の対応というのを検討していきたいというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ぜひよろしくお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 今の先ほどのちょっとアシスト自転車の関係で、相沢委員もアシスト自転車に乗られているのを私よく見ますんで、私もちょっと購入しようかななんて思っております。

先ほどヘルメットの購入と言ったんですけれども、今ちょっと市民課長いるからあれですけれども、ヘルメットの購入補助も併用できるのかというところ、また、保険適用が今もう義務化ですか、されていると思うんですが、そういうのも併用してやっていくというようなお勧め方をしていただければいいかなということで、ちょっと市民課長のほうからもお願いしたいんですが。

あと1個、宅配ボックスの件ですけれども、山梨市にはないんですね、この制度がね、今のところ。それで、甲州市はすごいなということで、これ1個買えば高いんだよ、鍵つきのやつでね。そういうことをちょっと目の当たりにしましたんで、甲州市の取り組みを本当に進めていただきたいと思いますんで、環境課長と市民課長のほうでちょっとお願いできますか。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 答えいたします。

ヘルメットの補助につきましては、当然、併用というか、今回、私どもの補助対象は車両にというふうに判断をしておりますので、当然ヘルメットは着用努力義務になっておりますので、そちらも進めていきます。

また、保険につきましても、対象車両といたしまして、防犯登録されていることとか、一定の基準を満たす自転車整備をされていることというのを対象として、車両の対象としては、条件として定めていく予定でございますので、そちらのほうの確認。また、そういった確認を明確にするために、未使用のものということも要綱の中でうたってい

たいというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） ご質問にお答えいたします。

先ほど環境課長のほうからもお話がありましたとおり、車両のほうは車両のほう、ヘルメットのほうは当課のほうの補助事業を使っていただければと思っております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑は。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 簡単な質問です。アシストの補助は、中古車は対象になりますか。
- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 未使用のものを対象としたいと考えておりますので、中古車はすみません、対象外というふうに要綱のほうを定めていきたいと思っております。
- 委員長（丸山国一君） 岡部委員。
- 委員（岡部紀久雄君） 関連で、金額がいろいろあるわけですが、8万円とか13万円とかいろいろありますよね。それについて、8万円の安いやつでも、新車であれば補助金は2万円出していただける、そういう考えですか。その辺をちょっとお聞きします。
- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 何点か先ほど申し上げた基準を満たすことがまず条件と、今回、購入費の2分の1で上限を2万円というふうに定めていきたいと思っておりますので、先ほどお話が出ているように、ちょっと高額な車体が多いので、ほぼほぼの皆さんが上限の補助となるかなというふうには想定をしておりますが、基本的には購入額の2分の1、上限2万円というふうに考えております。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 私も簡単な質問ですけれども、先ほど対象を想定ね、いろいろされているということですが、実際に条件として年齢制限みたいなものというのは設けようというふうに考えているんですか。
- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 要件といたしましては、世帯に1台ということをや要件にしたいというふうに思っておりますので、年齢的な要件を今定めようということは想定をさ

れておりません。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 2項の清掃費の中のごみステーションの看板を500枚、経年劣化しているので、この作成業務委託だけで付け替えまでやってもらえるんですか。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） 今回は作成業務の委託のみを想定しております。付け替えにつきましては、巡回している職員とかそういった者が順次、地元の方と確認をしながら順次付け替えをしていこうというふうに想定しております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

大変な作業になると思います。あと、処分も大変出てくると思うんですけども、処分料というのは含めなくてよいですか。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

処分料につきましては、その都度で、こちらのほうでほかのものと併せてというふうに想定をしておりますので、そちらのほうは予算計上なくて対応できるというふうに判断しております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

衛生費についての質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を1時10分といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時10分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

次に、第6款農林水産業費について質疑を行います。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 6款1項3目農業振興費の企業的農業経営推進支援モデル事業に

ついて伺います。

採択予定案件というか、どういうモデルを想定しているのかということですね。あと、県と市と事業者の役割分担について伺います。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

これは、県の単独の補助事業となりまして、県と市の関係は、補助金の通過、県から市へ下りてきて、市から事業者へ下ろすと、トンネル補助になります。今回ですけれども、市内にある耕作放棄地、荒れてしまった畑、こちらを開墾して畑に再生する事業でありまして、この県の補助事業というのが事業の実施主体が市町村ですとか土地改良区ですとか、団体的なものが対象になってくるんですけれども、その中で市内の一会社がその事業を使って農地を再生しようという内容になります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） とすると、もう採択予定が立っているということですか、企業がある程度決まっているということで、農業生産法人に当たる企業がやるということで、どんな狙いでその人たちはやろうと思っているんですか。
- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

これはもともと県が直接窓口になってやっていたものでして、それが今年度から市に下りてきたような形になります。その事業者は、当然、規模拡大を目指して耕作されなくなった土地を起こして、そして、自身の畑の拡大を狙っているというような内容でございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 場所のめどもある程度立っている状態ですか。
- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

塩山千野地内の畑を開墾するという計画でございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 同じ目の地域おこし協力隊推進事業費の起業支援補助ということですから、どういう内容なのかお聞かせください。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、国の特別交付税措置に対象となる事業でございまして、地域おこし協力隊の隊員、それから、隊員を除隊したというか、自立した方ですね、1年以内の方が起業する、業を起こす際に100万円を上限として使えるものになります。こちらにつきましては、特別交付税措置ですので、補助金のように国から、県から下りてくるというものではなくて、先ほど田口財政課長も説明しておりましたが、補助した後、交付税措置として考慮されるというような仕組みになっております。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） そうしますと、補助の内容ですね、どんなことに使えるのかとかということは特に規定がなくてですかね。補助内容が限定されるようなことになるんでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、隊員を除隊した方が新たに業を起こすときにかかる経費を想定しておりまして、特にこれとこれとこれという限定しているものではありませんが、ただ、当然、市としてもこういったものに使いたいという相談があった時点で、対象とできるかどうかというのはしっかり検討して指導していくというようなことを想定しております。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 金額の上限とか、使途は取りあえず、市は精査するにしても、あまり問わない、起業に関係することであればあまり問わないというような感じを受けたんですけれども、補助の上限ですとか、何人とか、これ100万円ですけれども、どのぐらいのものを想定していらっしゃるのか伺います。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

想定としては、起業に係る経費でございますので、例えば店舗を借り上げて中を改装したりですとか、新たに起業するに当たって必要となる経費全般を想定しております。

（「100万円全部、1人で使って」と呼ぶ者あり）

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） 1人100万円です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
- 委員（飯島孝也君） はい。
- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 今の地域おこし協力隊ですけれども、これはまだ具体的にこういう事業をしたい、こういう起業をしたいということがあるから、これを設定したのでしょうか。それとも、今のところそういう人はいないけれども、こういうのがあるよと、これから提示して行って、地域おこし協力隊員に呼びかけるということなんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

今回の補正予算については、もう対象となる方が決まっております、その方のための補正でございます。

ただ、今後、今活動している隊員が5人おりました、5人ともしっかりこの制度のこともいろいろ研究して知っております。ですので、例えば来年度の途中で隊員の任期が終了する方については、例えば来年度の当初予算に事前にその人数分盛っておくとか、そういったことも考えられますので、両方のケースがあるかと考えられます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） そういうふうに意欲的にやろうとしている方にぜひ、国の特別交付税といえども、そういうやる気のある人に援助するということは、まちの未来にとっても大事だと思いますので、ぜひ積極的に、その方々の将来への展望もきちんと聞いた上で進めていただきたいと思います。

続いて、その上の先ほどの起業的農業経営推進支援モデル事業、これは既に今、会社というか農業生産法人、事業者が大体決まっているということなんですけれども、畑の面積というのがどれぐらいか教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

先ほど千野地内の畑と申し上げましたが、7筆でございまして、おおよそ3,000平米でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今のところで、千野地内というのは具体的にどの辺りというの

をお示しいただくことは可能ですか。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

塩山総合グラウンドがあると思うんですけども、あれの南が一段低くなっております。あれの、方向的にはグラウンドから見て南東の方角の畑でございます。フルーツラインにかなり近いところでございます。

（発言する者あり）

- 委員長（丸山国一君） 課長、名称が現段階で言えるかどうかも含めて、あまり小出しではなくて、全部説明をしてくれますか。

丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

事業実施主体は勝沼町勝沼の株式会社MSという会社でございます。

場所なんですけど、先ほどちょっと申し上げたとおりなんですけど、番地で言うと、千野の4525番地1ほか6筆、3,131平米となります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

次に、第7款商工費についての質疑を行います。

青柳委員。

- 委員（青柳好文君） 1目観光費の中で、交流体験施設の維持管理費として、日川レジャーセンターの給水ポンプ、そして、道の駅甲斐大和農産加工所の受水槽の改修工事が上げられていますけれども、その規模とか、耐用年数が来たのでこの工事を行うのか、もう少し詳しく教えていただきたいなと思います。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

まず、日川渓谷レジャーセンターにつきましては、水道は沢から水を引いておりまして、塩素処理を行い供給しておりますが、沢から引きました水を給水タンクまでポンプアップさせる水中ポンプの制御盤が故障しまして、水位の調整ができない状況でありますので、その制御盤の修繕を行うものでございます。

12月1日から3月31日まで冬季閉鎖をしておりますが、4月に試運転をしたところ異常が見つかりまして、今回、日川溪谷レジャーセンターの水中ポンプにつきましては修繕を行う、制御盤の取替えを行うものでございます。

道の駅甲斐大和、農産物の受水槽の修繕工事につきましては、本年4月26日に道の駅甲斐大和の施設であります農産物加工施設体験所の受水槽が、個人が所有する山林の枯れた松の木が倒木により受水槽を直撃しまして、受水槽の破損と電線の破損が生じたために修繕を行うものでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） その道の駅の受水槽の耐用年数は、今回の修繕によってどのくらい先まで使える修繕になりますか。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 受水槽につきましては、令和8年度に施工しましたが、受水槽の耐用年数は15年と言われております。今もう25年経過しておりまして、もう既に耐用年数を過ぎて使っていたものであります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 令和じゃないでしょう。平成です。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） すみません、平成8年に受水槽の設置を行いました。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

今どうやって、うらじろまんじゅうを作っているところですよ。どうやっているんですか。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

今、仮設の水道を道の駅から、受水槽3つあるんですけれども、1つが今回壊れまして、2つあるうちのひとつから、水道の仮設工事を行いまして、今、うらじろまんじゅうの水を給水しております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

3つのうちの 하나가壊れて、今回はその1つを修繕、3つやらなくて、1つを修繕するということで。

これ修繕すれば15年くらいはもつということで、笹子トンネルの今度、道の駅については付け替えが、今度、道の駅がどうするのかというところも出てくると思うんですけども、それについては、今回394万円かける修繕を行うことで15年使えるものになるんですけども、道の駅と笹子トンネルの関係性というのが今後出てくると思うんですが、それについてはちょっと今は考えていない、何かを持っていますか。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

基本的には今の場所から移設する予定はない予定であります。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第7款商工費についての質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費についての質疑を行います。

青柳委員。

- 委員（青柳好文君） 2項2目の道路橋梁維持費、一ノ瀬高橋6号線の監視カメラ設置事業について、これは何か雨量計とか積雪計も兼ねているということなんですけれども、もう少し詳しくお聞かせ願えばと思いますけれども。

- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、場所につきましては、一ノ瀬地内の神金分団の9部の詰所に設置をする予定となっております。

また、その内容のほうにつきましては、気象観測ともに現地の雨量、積雪等を確認の上、監視カメラによる、いわゆる台風時とか大雪時に確認が取れると。今までどうしてもちょっと場所が遠かったもので、地域の方、区長さん等と電話連絡という形で取っていましたが、カメラを設置することによって状況把握と、それから雨量、積雪量等が判断できるというものとなっております。

- 委員長（丸山国一君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） 4項の都市計画費についてお伺いします。

都市構造形成事業費の中の立地適正化計画策定に伴う土地利用等検討業務委託と、こういうのがあるんですけども、この検討業務委託は、報告書のようにまとめられるものなんでしょうか。また、その報告書がもしあるとすれば、その中身を見ることができるのか、そこを併せて教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

それぞれ検討業務等、事前配付させていただきましたが、こちらの検討業務につきましては、最後にあるように報告書を提出してもらおう形になります。様々な検討要因等を調査した上で報告書にまとめますので。報告書の何ていいいますか、公開ということは考えておらず、それは策定業務に生かすということになっていますので。内容につきましては、またお尋ねいただければお答えできる場所であると思っております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
- 委員（日向 正君） 分かりました。
- 委員長（丸山国一君） 岡部委員。
- 委員（岡部紀久雄君） さっき青柳委員の質問に関連をするわけですが、市道一ノ瀬高橋6号線に監視カメラをやる、消防署の付近だということで、非常にそういうところへつけてもらえば安全性も保てる意味で非常にいいですが、設置工事が350万円、この辺につければ15万円かなんかでつけられるんですが、そのカメラについて、特殊なカメラとか、あるいは定点的にこちらのほうで見てやれるようになっているのか、そういった形の中で料金が加算されたのか、その辺の説明をお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

俗に防犯カメラ等とは、こちらのものは仕様が異なります。先ほどお話しした雨量計、それから積雪計、そのほかにインターネット回線を通じた中でそれぞれの何ていいいますか、受信したものの送信、その確認等で、いわゆる設置をするようなカメラでなく、現場にてそういった制御装置とか送信機、それからセンサー、表示板等の設置がかかってきますので、防犯カメラから比べては工事費のほうは、上程させていただいた390万円ほどかかるということになっております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
- 委員（岡部紀久雄君） ありがとうございます。いいです。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今のカメラのことなんですけれども、監視カメラを今度、確認するのは建設課だけで確認するのか、一般の市民にも、河川の状況とかと同じように公開をしていくのかということ、あと4項の南口に設置する防犯カメラの今度、画像確認はどういうふうにしていくのかというところを併せて2点お願いします。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今現在、職員による確認ということで、まだ一般の方がそれを見れるかというのは検討中でございます。基本的にそういった、先ほど岡部委員にお答えの中で、定点で行いますので、例えばそれを振ったりとか、そういったことの制御ができないようになっております。いわゆる広角カメラという形で広く見えるようになっておりますので。駅前も併せて全て固定で考えております。またそういったものを一般の方が見れるかというのは、駅前のものは防犯カメラという形で設置をしておりますので、当課にて管理をいたします。その一ノ瀬については、ただいままだ検討という段階でございます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 4項1目の立地適正化計画の策定に伴う土地利用等検討業務委託ということで、1,100万円上程されているんですけれども、この業務はどこに委託をされるんですか。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、今後、補正予算終わった後に通常の指名で発注する予定でおりますので、業者は決まっておりません。

- 委員長（丸山国一君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） 2項3目の市道グリーンベルト安全施設設置事業の関係です、275万3,000円。こちらなんですけれども、ここに市道上於曽85号線とあるんですが、具体的な場所、それから延長ですね。それとあと、両側、片側あると思うんですが、こういった形で整備されるのか。

あともう一点なんですけれども、この275万3,000円についてなんです、交付金だけなのか、それとも市単の単独の費用も入っているのかというところの内訳を教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、事業につきましては、単独費、それから補助対象事業費込みでございます。

場所につきまして、上於曽85号線は、向獄寺の交差点から東側へ向かう、温泉街へ向かうあの通りです。

今回の工事につきましては、開渠の水路がございますので、そちらの水路をV Sにふせ直して、その後にグリーンベルトを設置しますので、延長としましては約80メートルほどとなっております。

- 委員長（丸山国一君） 萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） 工事の内容も分かりました。それにあと、開渠のものを暗渠にしてというか、そこでグリーンベルトを引いていくという部分なので、経費がかかるということも理解しましたし、今、市の単独事業費というかも入っているということなんですが、割合的には半々とか、そういったような形で分かりますでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） 今回こちらのほうで説明した単独費が入っているというところは、補助対象事業として頂いた上で、例えば予算の付き等に対してもし足りないような場合ということで、補助的な意味を含めて単独費を計上させていただいておりますので。これが補助対象内でできれば、補助対象分という認識であります。また、それらについては工事の設計等を進めていく上で、不足分が出た場合は、その単独費で補うというところになっていきますので、そうですね、半分まではいかないですけれども、3分の1程度、単独費を計上しております。

- 委員長（丸山国一君） 萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） ありがとうございます。

しっかり単独分も入った事業施行ということなので、ぜひ継続していただきたいと思っています。

先ほどの質問の中で、片側か両側かって、基本的には片側ですよ。

- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。申し訳ありません。

片側です。前回、片側をやっておりますので、今回その反対側を行う予定であります。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 立地適正化計画策定に伴う土地利用検討業務というところで、業務の委託の内容については、ここに資料で示していただいているんですけども、事前に検討、例えば業務方針の検討業務とか、用途地域の見直し案の検討業務とかということがあるんですが、市としての考え方をまとめて、ではその課題整理とか、法的なこととかということをチェックしてもらうような土地利用検討業務になるのか。これだけを見ると、市の考えを示さないでやるというちょっと心配もあったものですから。どんな考え方で業務委託をするのかお尋ねします。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今回の検討業務につきましては、この約2年近くになりますが、策定の調査、それから策定内容等、今まで検討を重ね、終盤に入ったという説明をしました。その中で、当然、立地適正化計画を策定するに当たって、今後それに附帯する検討せねばならない項目等が当然、検討の中で出てきております。それをさらに検討するということの業務という内容でございますので、今回のこちらの検討業務が、その策定に対してというよりも、策定することによって出てくる、例えばこちらに書いてあるように用途地域の見直しとか、土地利用、まちづくりの見直し等を対応しなければならない事項が出てきますので、そちらのほうを検討するという業務でございます。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 基本的に計画ということは、市のほうで今、最終段階に入っているということで、市としての考え方については取りまとめつつあるということでありませうか。

それについて、これから計画案をつくってパブリックコメントなり、これすごい大事な計画なので、例えば市議会への報告ですとか、そういうことを考えられていますか。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、説明会等につきましては、その案ができたところで説明会を開く予定となっております。

その説明会も、なるべくもう近いうちに、誘導区域等の最終的な庁内検討会、それから、アドバイザリー会議と控えております。そちらのほうを早急に行った上で、都市計画と併せて説明会を開催する予定となっております。

それと、議会の説明等につきましては、今のところは、通常行っている全協にて報告をする予定ではございます。

- 委員長（丸山国一君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） 4項の3目塩山ふれあいの森総合公園管理費の多目的広場のスプリンクラー改修工事、この内容を教えてください。
- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

塩山総合グラウンドには、今、4基スプリンクラーがついているんですけども、このうち南側の1基が昨年度から故障しておりまして、今、水がまけない状況になっております。グラウンドのスプリンクラーですので、周囲へ砂がまって迷惑をかけたりですとか、あとは競技によっては、一部濡れているところと乾いているところがあったりということで、競技をする上でも不都合を生じているということで、今回その1基を修繕させていただくものであります。

スプリンクラー本体と電磁弁を交換して、4基で水がまけるようにするようになるものであります。

- 委員長（丸山国一君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） スプリンクラーの本体とその電磁弁、配水管のほうは大丈夫なんですか。
- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

今回故障したときに見積りを取る中で業者に見てもらって、配水設備については特に問題はございません。

- 委員長（丸山国一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） すみません、2項3目ですけども、市道81号線歩道改修事業ですね、継続してやっていただいております。実はこの間、高野議員の一般質問の中で、子育て、福祉の課長が住みやすいまちづくりで歩道のフラット化事業ということで、この81号線歩道改修事業のことをちょっと申したいんですけども、この主体は建設課、また旧都市整備課が行って、今、長く長期にわたってやっているということを承知しているわけですけども、そこには別に補助金の割当て等で何ら遜色はないということでよろしいのか、1点と、そのまだまだ全部、まだ続くわけですけども、補償費の内

容ですね、補償費が350万円あるわけですがけれども、そして、そこでまた市道西広門田33号線の補償費の内訳もちょっとお聞きしたいなと思ひまして、ちょっとその2点、併せてお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

まず、81号線の福祉計画です。そちらのほうの内容につきましては、補助金等は当課で担当している社会資本整備で、この予算の中でやっております。分類の中にまちづくりにおけるというところで、たしか計画の中には当時の都市整備課、建設課、市民課とある中で、私どもの当課で取り扱った分が今回、説明に入ったところであります。

また、西広門田33号線の補償費につきましては、用地買収に伴った工作物、それからブドウ等の立ち木、そういったものの補償の算定になっております。

また、81号につきましては、歩道内に準じた上下水道課で水道管の設置を行っておりますので、その補償料と、それから、歩道の上げ下げを行っておりますので、そこに入りができる施設、それから個人宅、そういったところの出入口の高さの調整を行いますので、そちらのほうは民地の中で行われます。そういったものを補償で行うということになっております。

- 委員長（丸山国一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 継続的にまたよろしくお願ひをしたいと思います。

先ほどからの2項2目の一ノ瀬地内のちょっと9部の詰所前の防犯カメラですがけれども、詰所の、ちょっと担当が違うかもしれないですがけれども、詰所の後ろ側がちょっと土砂が崩れていたりなんかして、それ直ったのかどうか、ちょっとそこだけ分かる方がいたら教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時49分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

高畑委員がおっしゃった場所については、その詰所の裏側ということで、まず、個人の

土地であるということ、それから、当時たしか植林とかいろんな関係でやっていたと思うんですが、治山関係ということで、市のほうではちょっと対応ができず、県の林務ですね、治山担当のほうへ働きかけはしたところではあります。ただ、やはりちょっと治山のほうでもなかなかその治山事業に該当はしないというところで、県のほうでは施行ができないと。基本、先ほどおっしゃったように個人の土地となっておりますので、市としましては、今後その状況を見据えた中で、個人様と協議を進めていくのか、今、抜本的に市のほうで何か事業を取り入れるということができないような状況でございます。

○ 委員長（丸山国一君） 高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） 分かりました。

カメラを立てたところの安全性が保てているのかなと思ったので、それが大丈夫だったら結構ですので、進めていただければと思います。ありがとうございます。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

廣瀬委員。

○ 委員（廣瀬明弘君） 市塩山駅南口の駐車場の機器の入替えということでちょっとお聞きしますが、これは今ある機械も古くなっているということで、同じような機械を入れるということでよろしいのでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

今現在の精算機が当然古いという中で、今後を見据えた中、それから新紙幣がこの7月から導入されるという中で、また、今の状況の中で、現金のみということでなく、Suicaとかカードとか、そういったものも今のご時世に合わせるというような形の中で、そういった電子マネー、現金等を加味した上で行いますので、今のものよりは格段にいいものになってくるというところです。

○ 委員長（丸山国一君） 廣瀬委員。

○ 委員（廣瀬明弘君） 駅周辺も大分駐車場が増えてきている状況だと思います。また、市民の皆様、市外の方も、やはり料金設定の中でも求めやすくというようなところがあると思うんですが、今現状では、この駐車場の利用者というのはどんな感じなんでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

現在のところ、令和5年度で稼働率でいきますと約30%ほど。コロナ禍においては、令和2年度が12%となっております。今までの稼働率を見ますと、約40%以上50%未満ぐらいのところを推移しております。

今年度の様子を見ますと、コロナ禍以前に、今戻りつつあるんじゃないかなという認識でおります。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬委員。
- 委員（廣瀬明弘君） あと、その機械も、今、車止め式な駐車の機械が大分出ていると思うんですが、そういうのと比較しても、今回入れるほうが資金面では安いというような感じでしょうか。それとも、そういう1台1台のところへそれを設置すると、大分工事費もかかるしというようなことがあるのかどうかをちょっとお聞きします。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、その1台1台の跳ね上げ式ですと、やはり工事費等は非常に高くなります。今回の新しい精算機につきましては、それぞれ見積りを取る中で、先ほど申し上げたような機能を兼ね備えた中で安価な部分というものを精査いたしまして、こちらのほうへ、補正のほうへ上程させていただきましたので、金額的にはかなり安くいいものと認識しております。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬委員。
- 委員（廣瀬明弘君） 金額的にも安くてということでありますから、やはりもっと市民の皆様にも利用していただけるように、多分、料金は1時間まず100円、その後、30分ごと50円になっていると思いますんでね。やはり使いやすいということを皆様に周知していただければと思いますんで、よろしくお願いします。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） ちょっと気になって、防犯カメラというのはどこに設置するとか、何を伺ったらよくないですか、防犯上。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

設置につきましては、全部で7か所考えております。というのは、今現在の駅前のロータリー部については、やはりシェルターとか、いわゆる何ていいますか、遮蔽物といい

ますか、そういったものもちよっと多いんで、それなりに検討した結果、7つ必要だといところで、設置場所につきましては、今言った7か所で、それぞれの広場、ロータリー内に入っている歩道部分、バス・タクシーの待合、観光案内所方面ですね。要するに全体を網羅するような形で設置しております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

第8款の土木費についての質疑を打ち切ります。

次に、第9款消防費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

青柳委員。

- 委員（青柳好文君） 1項4目の災害対策費の中の防災士連絡会のユニフォーム購入補助金、何着ぐらいこれは予定しているのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

一昨年ですかね、防災士連絡会、組織していただきまして、その会員の分ということで50着を今のところ予定しています。

- 委員長（丸山国一君） 青柳委員。

- 委員（青柳好文君） 会員さんの50人分ということだと思いますけれども、デザイン的なものというのはどんなような。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

NPO法人日本防災士機構というところが作成しております防災士活動ベストというものを考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 同じく災害対策費のところで防災士養成講座の受講負担金ですか、資格取得助成金ということで支援をしていますけれども、10人分ずつですね。順調にこれは毎年毎年、防災士が養成されたり、資格が取得されたりという事業になっていきますか。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

10人まではいかないですけれども、毎年毎年受けていただいています。去年は、飯島議員をはじめとする議員さんにも取っていただいております。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

平塚議長。

- 委員（平塚 悟君） すみません、1項3目の消防施設費のことでお伺いいたします。

事前の頂いた資料の中にも神金分団の第1部に小型動力ポンプ付の積載車を整備しているということでありますけれども、ちょっと歳入のほうの絡みで、交付対象となる部分とならない部分という、交付税の対象となるね、起債によって、それが分かれてきていると思います。車両に対しては出るけれども、ほかに800万円ほど起債をして……

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時01分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

先に手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

消防施設費につきましては、国庫補助が三位一体の改革のときに一般財源化されております。その当時から補助金の対象になったものについては補助対象事業費の部分として交付税対象になるという形の中で、残りのものは単独事業という形で、要は、単独事業に振り替わっているんですが、その分は交付税として見ていただいている部分があるということでございます。

- 委員長（丸山国一君） 平塚議長。

- 委員（平塚 悟君） その交付税措置の関係は了解いたしました。

ただ、この1,795万円で小型動力ポンプ付なので、ほかに何ていうか、装備品として何か考えられているようなことはあったりするんですか。例えば救助工作車両的な何か備品を入れるとか、そういった考えがあるのかどうかお伺いします。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

標準的な積載車でございまして、当時、積載車といいますと、ポンプを入れても1,000万円ぐらいで買えたわけなんですけれども、やはり車両もポンプも非常に価格が上がってきてまして、今、昔で言いますとポンプ車と同じぐらいの金額が積載車でもかかるような状況にあります。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 平塚議長。
- 委員（平塚 悟君） 了解いたしました。

この補正予算で、これ可決されての発注ということになりますので、年度内にちゃんと納まるのかというのが1点。

もう一つが、その1個上の勝沼分団の第1部の詰所の件ですけれども、これ予算を通れば来年度以降に建設に着手して、担当課の予定としては、この詰所の建設事業というのは今年、来年でというような認識でいるのかどうか、スケジュール的なものをお伺いします。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

まず、詰所のほうは今、議長が申されたとおりでございます。車のほうは、今回ですね、これを当初にのるかどうか、当初というか3月のときに出すかどうかということのもあったんですけれども、結局車が、新車が切り替わるのが今回の補正以降でないと新しい車に切り替わらないので、そのタイミングは変わらないという中で、今回、補正に出させてもらってございます。スケジュール的には一応間に合うという形で進めさせていただきます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） 1項4目の甲州市地域防災計画の改定業務の関係なんですけれども、先般、協力井戸ということでお話しした際にも、地域防災計画のほうに位置づけられているというか、井戸の利用もですねという話もありましたんで、今回のその改定の内容がもし分かりましたら教えていただきたいのと、それからあと、委託先ですかね、どちらに出すのかということがあらかじめ想定されているのであれば教えていただきたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

甲州市地域防災計画につきましては、おおむね2年ごとに改定をしまして、軽微な改定であれば、業者に頼むことなく自分たちでできていたわけなのでございますが、昨年5月に山梨県地震被害想定調査というのがありまして、それが今回3月に、山梨県の地域防災計画に反映されました。したがって、今回は非常に大きな改定になりますので、一応、外部に委託をさせてもらうという形が一番大きなところでございます。

（「委託先」と呼ぶ者あり）

- 総務課長（手塚秀司君） 委託先についてはこれからになりますので、まだこれからですね。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第9款消防費についての質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 1項2目の学校図書館デジタル化推進事業費でウェブOPACの導入によって、児童生徒が端末で検索できるようになるというような資料も頂いたんですが、蔵書の検索できる範囲というのは、学校の図書だけなのか、それとも市内全域なのか、もっと広範囲なのか、ちょっとその範囲を教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回のシステムに関しましては、インターネット上においては各学校ともつながるわけなんです、児童生徒に関しましては自校の中の蔵書についての検索ができるという形を取ってございます。それにつきましては、例えば他の学校に自分の読みたい本があるといった場合に、その本をほかの学校からどうやって持ってくるのかという話もあったり、またその学校、今現在ある学校の本がなくなる時間、そこもどうするかというようなこともありますので、基本的には自校の中の検索ができるという形になっております。

また、1人1台端末に関しましては、セキュリティーというか、そこまで厳しくはしておりませんので、授業の中で本を読む、あるいは調べるというようなことも行われておりますので、そこに関しては、もちろん内容によってはアダルトサイトですとかそういう

ったものにはつながらないというような形でセキュリティーはかけてはおりますけれども、基本的には全ての本をご覧いただけるものというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 自校のみというので、図書館のものは図書館のサイトに行けば検索かけられるので、それはそっちで。とにかく学校の蔵書だけは検索できるようにすると。

それで、この導入については国庫補助で、デジタル田園都市構想のもので入ってくるんですが、ランニングコストというのはどのくらいかかって、ランニングコストについてはまた国庫補助で見てもらえるのかどうかお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まずランニングコストでございますが、そのツールを使用するための使用料というものがかかってまいります。年間的には、今回のものも計上させていただいているんですが、ここにあるとおり7月からということで、100万円ということで計上させていただいております。おおむね9か月で100万円ですので、年間ですと130万円強くらいの使用料がかかってくるという形になっております。それに関しましては、特段、国庫の補助金等はないので、自前で全部賄っていくという形でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 最後に、あともう一つ確認を。現在3校に導入されていて、今後7校に拡充していくというので、今入っているのがどこで、今後拡充するのはどこなのかをお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

現在入っておりますのが、令和3年度でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して塩山南小、塩山中学校、勝沼中学校の計3校に導入いたしました。本補正において7校でございますが、塩山北小、奥野田小、松里小、井尻小、勝沼小、祝小、東雲小の計7校でございます。

この7校を選んだ基準でございますが、児童数がおおむね70名以上のところで、それ以外の小規模校と呼ばれるところに関しましては、このシステムを入れる上でのメリットという部分がちょっと少ないだろうということで、今回は7校を選定させていただいて

ございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 2項1目の小学校施設改修工事3,733万9,000円ということで、各小学校様々な事業が上げられていて、これ私、先ほど一等最初、本委員会の歳入の部分でこの辺の部分と絡めてといいますか、財源のほうのそもそもの話をお聞きしたいんですが、これ財源は子ども健全育成分ということで、ふるさと納税から財源としてこの事業がなされているわけですが、学校関係で見ますと、これまでも給食費の無償化ということに伴って、この部分のその他市長が必要と認める事業と子ども健全育成分のこの2つを使い分けて財源としているんですね。例えば令和4年度の決算の資料も頂きましたが、学校給食費の賄いの材料費、令和4年度決算で見れば1億3,333万3,000円と、これは子どもの健全育成事業ということになっていて、しかし、給食センターの調理事業の委託費のほうの8,147万1,000円については、市長のその他案件だというふうな形で、一括の一体の事業だというふうに考えるんですけれども、財源のこのような仕分をどういような考え方に基づいて行われているのかお聞きします。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

ふるさと納税の基金の中につきましては、全部で5項目あるということは承知しております。その中の一つが、今、委員のほうからおっしゃった市長が認める分ということであるかというふうに考えております。

基本的には、市長が認める分でありますので、そこは市長の政策的なものという考え方が主ではないかなというふうに考えております。

先ほど給食のことに关しまして委員からもご説明等いただいたわけですが、まず、給食費の無償化に関してということになってきますので、その部分に関しては、さらに子どもたちの健全育成で賄っている。調理に関する部分に関しては令和4年度から始めているわけですが、そこに関しても市長が認める中でということで、基金のほうを充てているというふうに考えております。

ただ、いかんせん私どものほうでこの基金を充てているわけではありませぬので、何ともしようとお答えのしょうが、難しいところではあるんですが、基本的な考え方は、今

言ったところに基づいて、それぞれ市長が認めるものといったもの以外の4つの部分に関してはそれぞれで目的が全て定められておりますので、それに基づいて充当されているものというふうに考えております。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 4つの部分の名目については、その名目と事業の関連性は明らかなんですよね。市長がその他必要と認めるものというのも、令和6年度の今回の補正予算のリストを見ましても、保育料の無償化事業と、それから副業人材活用と結婚生活支援事業補助金。つまり新規の事業というふうな形で、この部分が充てられているのかなというふうに思うんですね。つまり何をその何か課題にしているのかといいますと、結局、本市の経常収支比率も大変高い、90ポイントだと思うんですけども、そういう中で、恒常的にどういう財源を使って今後もやっていくかという観点で、このふるさと納税に依存して無償化を推進していくということが、今後どういうふうに推移していくかという中で、ちょっと私危惧を持っているんですが。それと関連をするわけにはいかないですね。

1つだけ、では学校給食に関連してなんですけれども、私の記憶では、本年度の学校給食運営費は、事業費が3億1,000万円くらいだったんですよね。令和4年度の決算を頂いたのを見ますと2億1,000万円なんですよ。去年の部分は、今度の9月の決算の委員会のほうで審査されますので、まだ見えないんですけども、2年くらいで約1億円くらい大きくなっているというふうなこともあって、今、食材が高騰しているというふうなことも相考えますと、この辺の財源の手当てが今後どういうふうになるのかなというのを大変危惧する部分があるんですが、教育総務課としては、その部分についてはどのようなお考えなのかお尋ねします。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、給食費の無償化に伴ってでございますが、これは令和3年度から行っているものでございます。その際に条例改正等も行われて、議員各位にもそこはご審議をいただいたものというふうに考えております。

その際にも、条例の中では「当分の間」というような文言がうたわれている。それに対しても政策的なものであれば、その文言は要らないんじゃないかというようなご意見も

いただいたのも記憶をしております。現状的には、条例がそのまま今日も生きていて、無償化をずっと継続で行われてきているというふうに理解をしております。

あわせて、先ほどちょっとお答えをさせていただきましたが、令和4年度からは給食の調理について外部委託を行っております。ちょっと詳細な数字は手元に持っておりませんが、たしか1年間で8,700万円くらいのものでございます。その分が、先ほど委員のおっしゃった中の部分では、大きく伸びている部分の一つかなというふうに思っております。

食材に関しましても、昨年、一昨年と、当時の消費者物価指数なども勘案する中で上げさせていただいているところでございます。本年度につきましても、小学校も中学校もそれぞれ1食当たり30円ずつ単価を改正させていただいておりますので、そういった賄い材料費の原材料という部分で、そちらも伸びてきているかなというふうに思っております。

今後の当課としての考え方ということになるわけですが、今言った賄い材料費の部分に関しては、もちろん保護者の方々からの負担金としては計上しておりませんが、ただ、そこに働いている先生方、あるいは給食調理を受け持っている方々から頂いている部分、先ほど言ったもとの賄い材料費の部分は今後も上がっていくことも想定はされるかなというふうに思っております。その財源をどうするかということになってくるわけですが、ほかに求めるところ、学校給食という部分に関してはほかに求める財源はございませんので、一般財源でいくのか、あるいは先ほど言ったふるさと納税なり、ほかの財源としてそこを充てていくのかという、その二択ではないかなというふうに思っております。

今後も、今言った一般財源という中で充てていくにしては、ちょっと金額的なものが大きい、ここにあるとおり、今回の補正合わせまして3億6,000万円という金額になるわけですので、それを全て一般財源で賄うということは相当難しいものがあるというところの中で、必要な財源はまたそれなりに、そこは財政とも相談しなければなりませんけれども、充てていかざるを得ないのかなというところは考えているところでございます。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。

まさに課長が今言及された「当分の間」という文言が入ったのは、議会として、もちろんこの施策はですね、給食費無償化、子育て支援の大変すばらしい支援だということに

議会ももちろん一致しているわけです。ただ、その「当分の間」というところにつけての議会として、今後、一般財源としての賄いがなかなか大変な中で、ふるさと納税に頼っているんだけど、その部分に関して、将来的に検討する余地も含めていこうという一つの知恵だと思うんですね。一方、給食費に関しましては、各県内の市町村で限定的に抑制的に行われていて、今年の7月まで、9月までというふうに山梨市や中央市は行い、一部の助成にとどめたままになっているのが大月市であったり、韮崎市や昭和町なんですね。

だから、財政が豊かであるとかないとかということとは別の視点がまたあるだろうというふうに思われるんですね。そういう点で、今後、また9月の決算等で子細に議会は見ていかなければいけないなというふうに自戒をして、また当局にもお願いをしたいわけですが、一般財源でなかなか賄えない給食費無償化というこの事業を健全に継続していくためにはどうしなければいけないかというふうなことを今後、議会としても注視をしていかなければいけないのではないかなというふうに要望いたします。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

学校給食の無償化につきましては、国においても、全国の各自治体のほうに調査なりを行って、現状の把握を努めているという状況であります。さらに、全部を無償化していくというような動きも国のほうではありますので、その動向等も踏まえて今後は見ていかなければいけないかなというふうには思っております。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） いみじくも課長が国の動向ということで、私も個人的に議員としては、今後も地方自治体は国にこの部分についての、完全給食費無償化についての要請をしていくべきだと思います。ただ、実態として、その部分に期待をあまり込めるのは危険ではないかと思う。つまり実際にフィージビリティ、実現性は課長は高いと思われると思いますか。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど来の話の中になってくるわけですが、本市だけにおいても、賄い材料費という部分で1億3,000万円から1億5,000万円という間であります。本市だけでそれだけかかりますので、掛ける全国の規模となると、もちろん相当数の金額がそこには必要になってく

るということも承知はしております。

その中で、ただ、国として動き出しをしていることは事実でありますので、そこは注視をしていきたいなというふうに思っております。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 学校給食費のことですけれども、これは私は、学校給食も教育の一環ということで、食育も含めてとても大事なことだと思いますので、公費で賄っていくということは大事なことだと思います。

それを前提のもとに、5項の保健体育費の学校給食費のところで、東雲小学校の給食室改修及び搬入口増設工事設計業務というのがあるんですけれども、これは勝沼の小学校は今、自校方式になっていますけれども、それをセンター方式にすると、そういう意味ですか。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

なお、このご質問につきましては、実は、過日行われました総務文教常任委員会の中でも取り上げられておりますので、全く同じ答えになると思いますが、ぜひそこはご了承いただければと思います。

まず、学校給食でございますが、現在は学校給食センターで13校の調理でございます。単独調理校であります勝沼地区の小学校4校が今のとおり単独という形で行っているところでございます。4か所の単独調理場につきましては、校舎内に全て調理室が設置されてございます。施設建築後35年以上が経過しておりまして、設備、それから施設についても老朽化が進んでいるという状況でございます。また、学校給食衛生管理基準に適合していないということもあるため、さらなる衛生管理の向上、あるいは食の安全性の確保に努めているところでございます。

このような中から、来年度につきましては塩山北中学校が塩山中学校に統合されると。そのことに合わせまして、配送計画の見直しが必ず必要になってまいります。あわせまして、単独調理場のセンターへの統合に向けて取り組みを始めることとしたものでございます。来年度2学期からは東雲小学校をセンターからの配送方式に変えていきたいというふうに考えております。

他の3校でございますが、物理的な要因といたしまして、まず祝小学校でございますが、

入り口が急であるため、そこをなだらかにする必要がある。また、調理室のちょうど正面のところというか、そこには給水設備、それから配電設備がありますので、そこを移設しなければならない。また、菱山小学校につきましては、校舎の北側は斜面の道路でありますので、配送するには校庭を横切るということも必要になってまいります。

また、センターのほうにつきましても、現在の状況では、食缶を保管する場所がない、あるいは配送車も新たに購入していくというようなことも課題としては上げられてまいりますので、そこは今後見てという形になるんですが、ひとまず東雲小学校につきましては、来年度からセンター方式を導入していきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 私は、過去の状況はいま一つ把握していないというところがあるんですけども、塩山地域と、そして勝沼中学校は、勝沼中学校は大和と一緒になるときにセンター方式の給食になったということなんですけれども、勝沼地域は、勝沼地域も含めてセンター方式にするという方針というのはもう決まった、どこかで決定されたことなんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

現在の給食センターにつきましては、平成26年7月に建設が終了しております。その2学期からセンター方式という形で、現在の状況を取らせていただいております。過去の議会の中でそのような協議がなされたおり、議員さん方は承知をいただいているものというふうに考えておりますが、その際にも、塩山地区の給食調理場がかつて4か所ございました。やはりセンター方式というような形で取っていたんですが、そこも相当年度が経過をする中で老朽化が進んでいるということから、今言ったセンター方式にしましょうということで始めさせていただいたところであります。

その際に、今も現在もそうなんです、最大の調理規模につきましては2,200食でございます。その際、平成26年に行った際にも、2,200食については、今、建設から約10年後ですので、このタイミングで恐らく市内全体の小中学生の数がその程度に落ち着くのではないかとということで、その際に既に全ての給食調理場については、そのセンター方式にしていきたいということで、当時の課長からも説明をさせていただき、議員各位にもご理

解をいただいているというふうに私どもは認識をしております。

そのことに基づいて、今回もひとまず東雲小学校のセンター化を行うというものでございます。

以上でございます。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 経過は今、ご説明いただいたわけですが、自校方式というものの大事さというのを私は思っていて、食育という面で、学校の行事に合わせて給食が提供できるということ、それから、温かいものを出来たてでということ、アレルギーへの対応もしやすいということ。それから、災害時などに個々の学校に調理室があるというのがとてもいいというふうに思っていたんですけれども、そういうことも含めてもう検討されて、そういうふうになったということでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

もう一点、大きな要因といたしましては、先ほど委員からもありましたが、アレルギー職の提供という部分でございます。現在、センターにおきましては除去食の提供ということで、主要品目7品目を除いたもの、卵、そば、カニ、エビ、落花生、乳製品、桃、以上7品目です。これを除いたものを除去食としてセンターでは調理ができる状況であります。ただ、自校方式につきましては、釜1つというふうな形になりますので、アレルギー食に対応できないというのが現状であります。

5月末現在であります、何らかのアレルギーをお持ちのお子さんというのが市内で83名おります。この中で学校給食センターについては、現在29名の児童生徒に対して除去食の提供を行っているという状況であります。

さらに申し上げますと、勝沼地区の4校、今の小学校4校ですね。その中でアレルギーをお持ちのお子さんというのが現在17名おります。全てが除去食の対応かという、そうでもないと思うんですが、ただ、そのお子さん方に対して、少なからず除去食の対応ができ、保護者の方の負担も軽減されるだろうということも今回考えた大きな要因の一つでもあります。

以上であります。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 大きく3つ、まず一つ目に小学校特別教室空調設備事業で994万円で、設計業務委託と書いてあるんですが、設計業務だけなのか。設置する教室は、理科室、図書室等と、前に説明いただいたんですが、理科室、図書室だけなのか。あと、全部の小学校なのか。まずそこをお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

現在、小学校における、今、特別教室と申し上げた、理科室、家庭課室等ではありますが、につきまして、当課において各学校の聞き取りを行ったところによりますと、空調設備を設置していない教室というのが全部で60ございます。それにつきまして、やはりこの熱中症というところの対策も叫ばれる中において、そういった特別教室についても子どもさんたち、多くの時間を要するということから、今回、空調設備を設置することということで、今回、本補正につきましては、その設計業務について計上させていただいたところでございます。

なお、この空調設備の設置に関しましては、国の学校施設環境改善交付金の対象となっておりまいますので、こちらの補助金も頂けるような形で、現在申請、まだ仮ではありますが、予定として、国、あるいは県のほうにも申請を行っているという状況であります。この補助率が3分の1になりますので、なるべくそういったものも使う中で、今回の計画をさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げた特別教室等ではありますが、理科室、家庭科室、音楽室、図工室、図書室といったところ、ほぼ全ての特別教室に関して空調設備を設置してまいりたいというふうに考えております。また、あわせてですが、校長室にも空調設備がない学校というのが小学校9校ございます。そちらに関しましても、やはり校長先生のところも必要ではないかという議論もある中で、そこも計画の中には含めてまいりたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ということは設計業務だけ。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） 失礼しました。

今年度は設計業務だけになります。先ほど申し上げた国の補助金等も活用する中で、来

年度以降に工事費のほうについては計上させていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました。

次に、塩山中学校の駐輪場等新築設計業務についてなんですが、これも設計だけなのか。あと、どこにバス停の乗降場所を造って、新設する駐輪場というのはどこに持っていくのかとか、もし決まっているのであればお願いします。

○ 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、塩山中学校につきましては、来年度から統合する上で、塩山北中学区の生徒の皆さんをスクールバスを通学手段の一手段ということで考えております。現在考えている、庁内の準備委員会、あるいは外部の準備委員会ともにお話はさせていただいているところではありますが、塩山中学校の敷地の西側のほうで乗降の場所を確保してまいりたいというふうに考えております。

したがって、西側の入り口のところを広げるとともに、斜面が急でありますので、そこをもうちょっと緩やかにするというようなことも今後考えてまいりたいというふうに考えております。

その上で、現在、西側に駐輪場がございますので、そこがやはり工事上、あるいはバスの転回上、邪魔になりますので、その場所について撤去をさせていただいて、新たな駐輪場につきましては、北校舎の東側のところに新たに設置をしてまいりたいというふうなことで計画をしてございます。

今回につきましては、その設計委託という形で計上させていただきまして、こちらの部分に関しては、今後の補正予算のほうで工事費のほうも計上させていただきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 西側の入り口を緩やかにするというのはすごく大事なことだと思います。消防車両の長いのが後ろがついてしまうために、塩中のところに入っていけないということもあるので、これはすごく大事な工事だと思います。

それで、今後補正でということなのですが、新設と駐輪場の解体のタイミングというのは、子どもに影響がないところを考えていらっしゃるのか、ちょっとそのタイミングをお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

本年度、塩山中学校につきましては、大規模改造事業を行っております。本年度については、北館の改修工事という形になりまして、現在、工期につきましては10月31日までとなっておりますので、その工事が終わり次第、今言ったところの工事着手をしてまいりたいというふうに考えております。

したがって、タイミング的には次回、9月議会の中で補正予算の計上をさせていただければというふうに考えているところであります。

- 委員長（丸山国一君） 生徒への影響。
- 教育総務課長（清水 修君） 度々、生徒への影響に関しましては出ないように、今言ったところで、例えば先ほど言った斜面を緩やかにすることも土日等で行ってまいりたいというふうに考えております。基本的には子どもさんたちの学校生活には影響が出ないような形になるべくしていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） 今の中学校の改修の小林委員の関連なんですけれども、10月31日までという工期の中と土日を使って生徒さんに影響がないようにというお話は十分分かったんですけれども、2024の働き方改革の中で、工事屋さんとの絡みですね。そういったところ、時間規制とかそういったものもあろうかと思います、建設業界において。その辺のところは工程的にゆとりがあるのか、その辺も含めて10月31日、またそれが延期になる可能性もあるかもしれない、そういったところの生徒さんに影響は、もし工期延期なんかした場合にはまた影響も出る可能性もあると思いますので、その辺はどのように考えているのか。今の時点での考え方を教えていただきたいなと思います。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、10月31日までというのが大規模改造工事の工期であります。そちらに関しては、先ほど申し上げましたとおり、今回、北館が工事でありますので、その主は普通教室で

あります。子どもたちが普通に勉強する教室でありますので、やはりそこは夏休み等の期間にまとめてやっていかざるを得ないというふうに考えております。かつ工期の延期等につきましては、現状、把握している部分に関しては特段延期の予定は今のところないという状況で把握をしております。

先ほど申し上げました駐輪場のことであったり、西側の入り口の改修であったりというところは、その工事が終わった後に改めて取りかかるという形を取りたいと思っておりますので、現状では、大規模工事との接点はないという形で、また、子どもさん方、あるいはその業者さんの働き方というところに関しても、そこは留意をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 次に、青少年対策事業費の中の大滝山キャンプ場の不動産鑑定委託料なんですが、今年度末に契約が終わるということで、3か月前までには菱山古宮神社に申入れを行わないと自動更新になってしまうということを前の委員会のときに伺っているんですが、これの不動産鑑定の事業完了の目途、いつなのか、お願いします。
- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

キャンプ場につきましては、今、委員がおっしゃったとおり今年度末をもって借地の契約が切れるということで、施設の老朽化等を理由に、方針としては契約はしないで、キャンプ場自体も廃止の方向になって、底地、借りている土地が民地というか、古宮神社と、あとは大滝不動尊のものになっておりますので、本来であれば、そこにあるものは原状復帰して返すのが原則だと思うんですけども、地主と、また新たに民間との間で、そこを活用したいという話がございますので、それを前提にして、今ある建物も使わせていただきたいという声がありました。

そうなりますと、今は行政財産でございますので、いずれそのキャンプ場を廃止したときには普通財産になりますけれども、原状復帰して更地にして返すのではなくて、今あるものを次に使いたい方にお譲りするという方針で、それはお譲りするに当たっては適正な価格を明らかにしなければならないということで、今回、不動産鑑定料を計上したところでございます。

目途といいますと、もちろん3か月前というのは、当然目途にはなるんですけども、

今ある、借りている契約とは別の話ですので、特にいつまでにということはございませんけれども、もしこの補正が通ったのであれば、速やかに不動産鑑定のほうはしてまいりたいというふうに考えています。

○ 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

中村委員。

○ 委員（中村勝彦君） 鑑定の結果、マイナスもあるんですか。

○ 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） あるかないかと言われると、それは分からないので鑑定に出すんですけれども、ご覧になった委員の方は分かると思いますけれども、非常に物が古くて、既に壊れている部分もあるので、恐らくですけれども、価値はないものだというふうには推測はしております。

○ 委員長（丸山国一君） 中村委員。

○ 委員（中村勝彦君） マイナスの可能性も視野に入れて準備はしておく必要があるのかなと思いました。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 10款の2項1目と3項1目、共通ですけれども、リーディングDXスクール事業というのが小学校、中学校それぞれ計上されて、一方でというか、学校情報化先進地域の認定というのを受けたと思うんですけれども、このリーディングDXスクール事業というのはこれと関係しているのかということと、あと、事業の内容で、視察というような話をしていたと思うんですね。視察はどんな目的で、誰が、内容的にどういうものを考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、リーディングDXスクール事業につきましては、昨年度も指定を受けております。本年度2年目という形になります。小学校については塩山南小学校、中学校については塩山中学校がその指定を受けているという状況であります。

まず、視察の状況であります、県外の他市の小中学校のほうへ実際に現場のほうを確認させていただいて、授業の進め方等を学んでいただくこととしております。その対象となりますのは、今言った2校の先生方に行っていただくことを考えております。それ

には、当課の指導主事も付随についていくという形で、学んでいただくことを想定しております。

もう一点、先ほどもございましたが、先進地として指定をされていることに関しても、実は大きく関わっておりまして、先進地ということで本市が受けたことによりまして、実はこのリーディングDXの補助金に関しましても、それなら問題ないだろうということでスムーズに申請が済んだということを国の担当であります、今、山梨大学の教授がその担当になっておるんですが、その方からも、そのことは大きな影響ですよということで承っているところでございます。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） リーディングDXスクール事業が2年目ということで、これから視察した内容とかを生かしていろいろ学校の中で考えていたり、教育委員会の中でも考えていくということで、どんなことを狙ってやってきたのかということのをちょっともう少しお聞きしたいというふうに思います。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、このリーディングDXに関しましては、国で指定をしている中でございます。その中でGIGAスクール端末授業において、1人1台端末は、もちろん各小中学生に1人1台ずつお渡しをしているところではあるんですが、その利活用が国、あるいは県、あるいは各市町村の中でもどうも統一されていないんじゃないかというのが国の考えたところでありまして。そこを市町村の中で統一していくということで、先ほど申し上げた2校についてを先進地の学校として、まず勉強していただいて、そのやり方、方法についてを市内の全ての小中学校に広めていくということが国に求められていることであります。昨年度もそういった形で、同じように視察もさせていただいたところでありまして。今年度も同様に多くの先生方に視察をしていただいて、見聞を広めていただき、さらにそれを市内の全ての小中学校に同じようなやり方で進めていくという形を取りたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 別の質問に。

10款5項1目保健体育総務費で地域クラブの指導員関係経費というのが計上されていますけれども、ソフトボールとラグビーということで始めるということですが、この経費の充てる内訳ですかね。継続的にね、しっかりやっていかなければいけないことですので、どのような手当ということを考えながら、経費、内訳をどう考えているのか。活動の計画ですね、初めてのことで、計画が一応ある程度あるのではないかと思います。どのように考えているかお尋ねします。

- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今回予算計上させていただきましたものにつきましては、今、委員がおっしゃったとおり、また、今議会の初日の市長からの市政の概要の中でもお話ししたとおり、ラグビーの合同部活動、それから、女子ソフトボールの拠点校制度ということで、今年度、実証事業的に、まずはその2つの種目でやっていこうということで、その予算でございしますが、1つは、指導者の報酬ということで1時間置きにつき1,600円から3時間掛ける2回掛ける7か月というような形で計上させていただいております。

それからあとは、指導者に係る活動時の保険料ということで、こちらも計上させていただいております。

今後の活動のスケジュールですが、まず、この夏休みから授業ができるように、ここで全ての市内の各中学生に対して参加募集のチラシを配らせていただきます。それにより子どもたちを集める中で、実際に週末、日曜日になりますけれども、部活動をやっていくということになります。

あわせて、今年度につきましては、それ以外の種目についても各競技ごとの顧問の先生に集まっておきまして、今後の方針について検討をしていただく。あわせて、今ある部活動の課題ですとか、その解決策についても協議をしていってもらって、今年度の結果を基に来年度どうしていくかということで検討を進めていきたいというふうに考えております。

この事業を進めるに当たりまして、地域移行の推進委員会というものを立ち上げてございますので、今月中には1回目をやって、年度内に計3回やる中で、来年度の方針等も検討していくことにしております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 1時間当たりの時給とかそういうことは分かったんですけども、ちょっと続くためには、ある程度、指導者の方への配慮というか、しっかりとしていかないと、かなりボランティアベースのところも見えるんですよ、今の感じだと。検証されるということなので、今年やってみて。継続的に子どもたちのためにもやっていくということをぜひ念頭に置いて、これから半年やってみてということで、検証していただいて、またそれについても委員会等にお伝えいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） お願いします。

1項の2目の事務局費の中の不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業48万1,000円ですけども、先ほど来、ICTとかGIGAスクールとか、本当にそういうことを先生方が学んで、それを学校のほうに、子どもたちに伝えるというか、授業の中でもやっていくのは時代の流れで結構なことかもしれませんが、一方では不登校の児童生徒が多くなっているということもあり、この不登校児童生徒等の早期発見というのは、端末を使って生徒に何か聞いて、それを担任が把握して何か対応するというのでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

この事業につきましては、本年度、国からの委託事業として当市に任された部分であります。内容につきましては、今、委員のほうから少しございましたが、1人1台端末を使って、端末を立ち上げる際に、本当に簡単なものですけども、今の気分はどうかというところで、晴れ、曇り、雨、嵐というのが4つくらいの気分を、今の気分は、この中の4つの中のどれなのかということで子どもさん方に入力をいただくものであります。その中には、毎日の体重測定と同じような形になるんですが、体重測定をすることで、毎日の細かな動きが分かるようになるということから、このことで、毎日立ち上げる際に心の動きをそれぞれ入力いただいて、それを担任、あるいは学校側で全体で把握をする中で、この子は今ちょっと大変な時期だぞ、何かあるぞというところで、例えばご本人さんにどうしたのとかという形で声かけができるとか、そういった形で、不登校にならないように、不登校を未然に防ぐために今回新たなものとして取り組みをさせ

ていただくものであります。

今回の補正予算の内容につきましては、ひとまず中学校の4校のほうに1人1台端末の中、ソフトを入れさせていただいて、まずは中学生の状況を確認していきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど言ったとおり、毎日立ち上げる際にということで申し上げたんですが、逆にそれがプレッシャーになってしまって、義務化するような形になっても、そこもやはり子どもさんたちにプレッシャーがかかりますので、そこはちょっと現場と子どもさんたちとも、担任の先生とも学校側ともよくよく調整をしながら、負担にならないような方策で考えていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 意図は分かりました。けれども、私などは、きっと毎日晴れだと思って、みんな同じように押してしまうのではないかなという気もしますけれども、そういうことよりも何よりも先生方が実際に子どもの顔を見て、言葉を交わして、そしてそこから子どもたちの様子、そういうものをきちんと捉えるということが教育の原点だと思いますので、先生方の、忙しいと思うけれども、本当に働き方も含めて考えていただきたいということを要望して、ここはまたその結果も教えていただきたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
高野委員。
- 委員（高野浩一君） 飯島委員の関連になります。5項の1目の地域クラブ指導員関係経費というところで、先ほど来のお話で、競技はソフトボールとラグビーで、頂いている資料に4人と書いてあるんですけれども、それぞれソフトとラグビーで何人ずつかということ。その指導員、その人たちはどんな経歴の人を想定しているのか、もしくはもう決まっているのか。もし決まってるのであれば、どうしてその人に決めたかという根拠をお尋ねします。
- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず、ラグビーとソフトボールということですが、この報酬が発生するのはラグビーについてのみであります。拠点校制度の女子ソフトボールにつきましては、塩山中

学校でやる中で、今の顧問の先生がよその学校の生徒も含めて指導してくださるということで、そこには発生をしないことになっております。

ラグビーにつきましては、4人ということですが、これは既に中学生の指導の実績のある方が市内にいます。というのは、塩山中学、勝沼中学等でこれまでも大会前に季節部の指導を外部指導者としてやっていた実績がある方がいますので、スタートコーチの資格も取得していると。その方を含めて4人を想定しております。

4人なんですけれども、そこはその方たちに声をかけていただく中で目途はついているというような状況になっています。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかになれば、教育費についての質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を3時15分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時14分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

次に、第2表 地方債補正についての説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 地方債補正についての質疑を打ち切ります。

以上で議案第45号 令和6年度甲州市一般会計補正予算（第1号）についての質疑が終了いたしました。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第45号については、原案のとおり可決するものと決するにご異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第46号

次に、議案第46号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第47号

次に、議案第47号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 会計年度任用職員に対しての勤勉手当を支給することになったと、それでここでの補正なんです、ほかの会計年度任用職員の方々は、もうもっと前もって行われているのに、なぜこのタイミングになったのかというところをお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 町田介護支援課長。

- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

ほかの会計年度職員もこのタイミングで、同じタイミングで補正がされていると思います。

(発言する者あり)

- 委員長(丸山国一君) 町田介護支援課長。
- 介護支援課長(町田享子君) 失礼いたしました。お答えします。

会計年度任用職員なのですが、社会福祉協議会の会計年度職員のこのタイミングで補正が行われております。

- 委員長(丸山国一君) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長(丸山国一君) 議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(丸山国一君) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第47号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(丸山国一君) ご異議がないので、さよう決しました。

以上をもって、本日の審査は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 委員(矢崎友規君) 長時間にわたり、皆様、大変お疲れさまでした。当局におかれましても丁寧な答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会といたします。

〔散会 午後 3時25分〕